

平成22年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

9月8日（水）午前

10開議

日程第 1 一般質問

第1番議員 畠山美幸議員

第2番議員 青柳賢治議員

第5番議員 吉場道雄議員

第4番議員 長島邦夫議員

第7番議員 河井勝久議員

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之議員

11番 安藤欣男議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 かおり
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長

簾	藤	賢	治	環	境	課	長
新	井	益	男	産	業	振	興
木	村	一	夫	企	業	支	援
田	邊	淑	宏	都	市	整	備
大	澤	雄	二	上	下	水	道
田	幡	幸	信	会	計	管	理
加	藤	信	幸	教	育	長	
小	林	一	好	教	育	委	員
大	塚		晃	教	育	委	員
新	井	益	男	農	業	委	員
				事	務	局	長
				産	業	振	興
				課	長	兼	務
松	本	武	久	代	表	監	査
安	藤	欣	男	監	査	委	員

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成22年嵐山町議会第3回定例会第8日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠山美幸議員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、受付番号3番、議席番号1番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の町の子供たちに「生きる力」をどのようにはぐくむかの取り組みについてお願いいたします。

〔1番 畠山美幸一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) おはようございます。議席番号1番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

きょうの質問は、大きな1つです。町の子供たちに「生きる力」をどのようにはぐくむかの取り組みについてお伺いしたいと思います。

現行学習指導要領の「生きる力」をはぐくむことという理念は、新しい学

習指導要領に引き継がれます。基礎、基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するために、公教育の改革は当然として社会全体の教育力の再生を目指すとしてされています。

そのような中で、巣ごもり、内向き志向の若者が増加傾向にあります。また、景気が悪く、成績がよくても思うように進学ができない、グローバル化が進んでいる中で、以前嵐山町でも海外研修などがありましたが、さまざまな理由から現在は行われておりません。

そこで、小さな(1)なのですけれども、このような状況を踏まえ、将来に向けた希望と意欲ある子供たちを育てるために、町や地域で応援し、子供たちの生きる力を育てることができないかお伺いします。

(2)、町の子供たちの自然体験学習の現状と拡充についてお伺いします。

(3)、国際感覚を身につけるために、本町に滞在の海外留学生の方などとの交流の場が設けられないかお伺いします。

以上、3点お伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 「生きる力」についてご質問をいただきました。いよいよ

新しい学習指導要領に基づく教育活動が来年度が小学校、その次の年は中学校がいよいよ本格実施であります。

「生きる力」というのは、現在の学習指導要領に引き続いて、これからの教育もその理念を貫いて教育実践をしていきますよというお話です。

議員さんから今、前段でお話のあった「生きる力」の理念というのは、要約すると知育、徳育、体育ということだと思います。その観点で、質問項目の小項目1、町や地域で応援し、子供たちの「生きる力」を育てることができないかについてお答えします。

「生きる力」の理念は、子供たちの知、徳、体の調和のとれた育成を目指す学校教育の目標そのものであります。「生きる力」の育成には、学校教育ではなく、お話のように家庭や地域が果たすべき役割が大きいと思います。特に地域は、子供が育つ学校であり、地域の人みんなが先生であり、地域は子供が学ぶ、育つ教材の宝庫でもあります。まさに生きる力をはぐくむ場であると思います。

町や地域で子供たちへの応援はできないかとのお話ですが、嵐山町においては、現在地域活動や健全育成活動、文化活動、スポーツ活動、体験活動、登校見守り活動、学校応援団など、実に多くの方々が子供たちの活動にかかわっていただいております、十分応援していただいております、感謝をいたしております。

また、近所の子供に「おはよう」とか「気をつけてね」といった一言も、子

供たちへの温かい応援であると思います。一人でも多くの方ができる範囲で地域の子供たちとの触れ合いの機会を持っていただければと願っております。こうした触れ合いの中で、子供たちの「生きる力」がはぐくまれると考えております。

次に、質問項目1の小項目2、町の子供たちの自然体験学習の現状と拡充についてお答えいたします。新しい学習指導要領において、これまで以上に自然体験や社会体験、福祉ボランティア体験など体験学習が充実されており、学校教育における体験活動の機会の確保、充実が求められています。ご質問の自然体験は、自然との直接なかかわりの中で豊かな心やさまざまな能力が育つ、まさに「生きる力」がはぐくまれる活動だと言えます。

町の現状ですが、学校においては学校ファームでの農業体験、菊づくり、オオムラサキの飼育、林間学校等での野外活動、観察、あるいは学校林の整備活動、史跡の美化活動など、学校や児童生徒の実態を踏まえ、実施しております。また、学校側においても、オオムラサキ親子自然観察会、ホタル自然観察会や環境保全活動等にも参加させていただいております。

拡充についてですが、学校教育では特に現在食農教育の観点から農業体験を重視した取り組みを進めておりますが、さらに拡充となりますと体験活動の内容や方法、場や時間の確保等を検討する必要がありますので、学校の計画に基づいてできる限り充実してほしいと思っております。教育委員会も、できる限りこの体験活動について支援に努めたいと考えております。

次に、質問項目1、小項目3の国際感覚を身につけるために、本町の海外留学生の方等との交流の場が設けられないかについてお答えいたします。政治や経済、社会、文化等、さまざまな分野において国際化が進展しており、異なる考え方や価値観を持つ人々と共生していくことが課題となっております。

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育活動の中に国際理解教育を位置づけて指導しておりますが、今回の学習指導要領の改定により、小学校5、6年生に外国語活動、実際は英語でありますけれども、その時間が設けられ、国際理解教育により一層の充実が求められております。

ご質問の海外留学生の方等との交流の場については、各小学校において外国人英会話講師による授業や、教科や総合学習の時間に地域の外国の方を招いての文化の話や、民族衣装、料理の紹介などを取り入れるなどして、交流を深めております。町として場を設定することも意義あることだと思いますが、学校の教育課程、指導計画のことですので、学校の取り組みに期待したいと思います。

なお、こうした交流のさまざまな取り組みの事例等につきましては、学校に積極的に提供させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 再質問させていただきます。

まず、一番最初の(1)のところの今このような状況というのが、巣ごもり、引きこもりですとか内向き志向の若者がふえていて、新聞の紙面にあったのですけれども、内閣府は7月23日、引きこもりの実態に関する調査結果をまとめた。全国の15歳から39歳のうち、自宅に閉じこもってほとんど外出しない人の推計が69万6,000人に達すると書いてありました。特に年齢的には、半数近くを30代が占めているという内容で、その内訳は男性が66.1%、女性が33.9%という新聞紙面があったのですけれども、教育長さんはこの30代、ゆとり教育が始まったのが今から10年ぐらい前か12、13年ぐらい前だったと、うちの娘ぐらいのときだったので、そのころだと思うのですが、この30代にどうしてこのような引きこもり傾向が多く見られるのか、そのときの教育状況というのはどうだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 大変難しい質問ですけれども、30代がなぜかということですが、日本の教育は、さかのぼっていくといろんな変遷がありますけれども、ゆとりと充実というのは、昭和30年代ごろに詰め込み教育、知識偏重主義、それでその結果子供の成長にどういう結果があったかという国を挙げての定義がなされた。

昭和59年に、当時の中曽根内閣のときに臨時教育審議会、21世紀が

間近に迫っている、日本の教育はどうあるべきかという、ここを境目に流れが変わってきたわけです。

臨時教育審議会の答申を受けつつ、国の教育の流れというのは中央教育審議会が答申をして、そして文部科学行政に反映していくという形で、実際の学校教育は学習指導要領という形で改訂をしていく。ゆとりと充実の反省が出てきて、日本の子供たちは国際的な学力テスト等においても、かつてはトップクラスだったのが、どうも下がってきていると。この見直しを図るべきだということで、実際は10年前に始まった「生きる力」をはぐくむという理念の学習指導要領は10年前なのです。

今回もそれは貫きますよということで、それはなぜかというと、これからの社会というのは日本だけでは生きていけないと、国際的な中で主体的に生きていくと。そういう中で、どんなに社会が変化しようが、みずからが主体的に生きていく子供たちを育成すると、そのために「生きる力」をはぐくむのだというふうに方向転換されたのです。その「生きる力」の重要な要素というのは、知、徳、体で、今回の改訂はまさに知育に力を入れたと。そういうわけで、来年度から小学校も、その次は中学校も、授業時数もふえてくるわけです。それが一つの流れです。

そうした中で、お話の30歳がなぜというのは、まさにゆとりの世代と「生きる力」をはぐくむ教育の転換期の子供たちです。なぜ30代に多いかというと、私もわかりません。ただ、引きこもりという現象の一環は、学校教育に例

えれば不登校に大きなきっかけがあるのではないのでしょうか。その不登校のきっかけも、さまざまな要因がある。ちょっと長くなって申しわけないのですが、不登校の原因というのは、一番多いのは本人の性格によるという本人の問題だとか、それから2番目に多いのは学業不振とか、3番目に多いのは家庭生活、特に家庭生活の急激な変化、こういったものが多い。そういうものが総合的にその子の成長に起因しているのかなと。

もう一つは、青柳議員さんがこれからご質問なさる発達障害という新しい言葉ができてきました。この発達障害というのは、乳幼児から出てくるという、そういう発達にかかわるいわゆる障害的な、障害を持つというそういう観点でもこれから見直していかなければいけないだろうというふうに思っております。

答えにはなりませんけれども、その30代になぜ多いかというのがわかれば、治療法だとか対処法があると思うのですけれども、それだけ難しい問題だと私は考えています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 私もそのように思います。

それで、先ほどお話にありました地域で、やっぱり子供たちというのは、きのうもほかの議員さんのほうからコミュニティーが大事ということで、子供を育てるにはやっぱりコミュニティー力だというお話がありましたけれども、やはり地域で子供は育てていかななくてはいけないのかなと思います。

そういう中で、今春と秋の年に2回ですけれども、美化清掃とか町内で各自治体、町内というか、やっていますよね、地区で。そういうものになるべくお子さんたちも参加させましょうねというお声かけもあるのですが、やはり現状を見るとお子さんたちは出ていない状態なのです。

やっぱり部活動とかに出ているお子さんとかは、もうそこで活動しているしやるので、こういう問題は全然ないお子さんだと思っただけけれども、やはりおうちにどうしてもいたがるようなお子さんに限っては、やはり地域の中でそういうお子さんだけではなく、とにかく皆さん、子供も皆さんで町内をきれいにしましょうということ呼びかけていけば、子供たちも終わればジュースがもらえるよとか、そういう「あめとむち」ではないですけれども、ご褒美みたいなものをつくってあげて、しっかり出していく。

それで、そういう中から近所のおじさん、おばさんと親しくなり、やはり知らないお子さんは、幾ら悪いことしてても怒れないのですよ、親も。ですけれども、そういう中で顔見知りになっていけば、何か悪いことしているとか危険なことがあれば、だめだよ、危ないよとか、いけないよとかと注意もできるのですけれども、そういうような難しいことではなくて、その地域の清掃からまず子供たちを引き込んでいく。ご褒美に、スタンプラリーではないですけれども、何カ月か出たらスタンプを押して行って、10個たまったら表彰状を上げるとか、よく何年間頑張ったねとか、10回よく頑張ってくれましたねとか、表彰状とかでもいいと思うのですけれども、そういう形で子供たちを引き込ん

で、地域とうまくコミュニティーをしていてもらいたいなと思うのです。そういうのを声かけしていただきたいと思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 基本的に全くそのとおりだと思います。お話しのとおりだと思います。私はおかげさまで教育長という役につかせていただいて、いろんな地域にお声をかけていただいて出る場面が多いのですが、私は本当に嵐山町の地域は子供たちを大切にして、そしていろんな形で子供たちを応援してくださっているなと思います。今年もいろんなお祭だとか、いろんなところに行きましたけれども、子供たちを前面に出した活動をしてくださっております。いつも申し上げることですが、子供は家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育つということを申し上げております。地域で育つというお話、これは大事なことだと思います。

美化活動についても、地区によっては子供会とか、そういうことでやっていただいておりますところもあります。また、私どもが、町長の発案で職員のボランティア清掃、議員さんもお協力いただいております。最近はどうですか、子供たちも、スポーツ少年団の子供たちも参加していただいております。とても素晴らしいことだと思います。

美化清掃一つに限っても、これは議員さんご質問の自然体験であります。

そこから学ぶことも多いし、何よりも地域の大人と触れ合うということで、子供たちの学ぶことが大変多いと思います。

やはり地域活動でも、町の美化清掃も、やっぱりお年寄りの方がかなり占めている。若い方、きのうも質問にお答えさせていただきましたけれども、若いご夫婦というか、若い家族の方がなかなか出にくい状況もあると。そういうところにやっぱり声をかけていただく、そのことが子供たちを連れてということにもなってくると思うのです。

やっぱりそういうことで、地域は子供が育つ学校ということで、可能性はたくさんあると思います。ぜひお声をかけていただいて、地域は人と人とのつながりですから、やっぱりそういうことで、今議員さんお話のように、ご褒美を上げるということもこれは大事なことですけれども、きっかけの一つにはなるとは思いますけれども、やはり参加してみて、なすことによって学ぶという、これをぜひ地域の方、あるいはお父さん、お母さんがその気になって、子供をまず表舞台に出していただければなど、そんなふうに考えています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) では、(2)のほうに移りたいと思います。

(2)で、この間いただきました第5次嵐山総合振興計画の中に、基本的な方針というところに、児童生徒の豊かな人間形成に向けて体験学習や教育内容充実に努めますというような内容が書いてありまして、今も教育長さんのほうから、これからも拡充に努めますというお話がありましたけれども、

今の現状は、ここに書いてありますけれども、大体、小学校5年生の子が田植えをやっているとかというのは存じ上げているのですけれども、あとこのところに書いてありました、菊づくりも子供からも聞いておりますので、わかっているのですけれども、もう少しこの辺のことを細かく教えていただければありがたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 議員さんは自然体験ということに限ってのお話でしたけれども、トータルすると体験活動ということになりますけれども、なすことによって学ぶという体験活動の重要性というのは、埼玉県全体の埼玉県 70 万人体験活動というのを実施しております。70 万人というのは、以前にもお話ししましたけれども、埼玉県の公立の小中高校生の児童生徒数です。これが何らかの形で体験活動にかかわっていかうではないかという、県民運動という形で今スタートしております。

嵐山町も、子供たちは今5年生というお話がありましたけれども、体験もやはり子供たちの発達状況に応じて、小学校1年生からできることもある。例えば理科の学習では、畠山さんの世代だとアサガオなんか植えましたでしょう。それも自然体験、そういうところから出発していく。

それから、自然体験に限ると、例えば5年生という話がありましたけれども、地元の志賀小学校では、今年から地元の方のご協力で、約 600 平米の

畑をお借りしまして、これは小学校4年生、年間を通してサツマイモ、ジャガイモ等を植えて、そして収穫祭で、ご指導、お世話になった方々へ料理をしてお礼をするという、これは年間を通した活動で4年生で、それがちょうどいいのではないかなと。5年生は、田植えをしようではないかなと。中学生になりますと、やはり菅谷中学校、玉中のみたいに生徒みずからがということで、学校応援団の方が協力していただいている。

だから、体験活動といっても、その教科や総合学習のねらいにあって、子供の実態だとこれがベストであろうというのを各学校が計画して実施するものであって、それぞれ各学校の子供の実態によって異なっております。

玉ノ岡中学校の学校林の杉山城のボランティア整備活動というのは、玉ノ岡中学校でしかできない自然体験であります。そういう形で、各学校独自の体験活動を進めていって、ねらいを達成していただければなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今のお話にありました志賀小の600平米も、4年生の子が耕しているというお話だったのですけれども、本当に恵まれているなと思いました。

あと菅谷中学校は敷地内でやっていらっしゃるのでしょうか。あと玉ノ岡中が、確かに杉山城の整備とかお手伝いしていますけれども、あと残りの七郷小学校と菅谷小学校は、今お話に出ていないわけで、学校単位でやるの

だというお話でしたけれども、今後どのような方向で進めていくのかなと思うのですけれども、私は今回ブルーベリー、ふるさとのほうにブルーベリー農園ができましたよね。やはり今年なんか特に猛暑でしたから、真夏の暑いさなかにブルーベリーの小さい実を1つずつ摘むという作業は、きっと農家の方は大変な作業なのではないかなと思うのです。

例えば夏休みの短期間に限り、七郷小のお子さんはそちらの農園のお手伝いということで、例えばブルーベリーの収穫のお手伝いをして、やわらかい実ですから、余り雑に扱って売り物にならないようでは困ると思うのですけれども、ちゃんととり方の指導をしていただき、そんなに急がなくていいから、きちんととって、例えばお手伝いしてくれた子供たちがそれを学校に持って帰る、農耕センターに持って帰るとかして、ブルーベリージャムにして持って帰って、一日そういう体験をすとか、そういうのもあっていいのではないかなと思うのです。

あと菅谷小学校は、地域的にこの辺に比べるとちょっと都会なので、どういうふうにやったらいいのかわからないのですけれども、教育長さんは何かお考えがあるか伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 基本的には、嵐山町は非常に自然に恵まれております。都会、東京あたりのコンクリート、アスファルトの中の学校ではありません

るので、いろんな可能性があると思います。

それで、菅谷小学校と七郷小学校の話がありましたけれども、校内に農園という小さな形ですけれども、つくっております。では、そういうところはどうするのだということですが、志賀小についても近隣に畑を貸して下さる農家の方がおまして、ところが菅谷中、七郷はどうだろうかということについては、学校が地域の方のご協力をいただいて、近くにあれば移動の時間とか、授業時間の関係だとか、ましてや授業時数が1年生でも6時間出てくるような中で、どういうふうに時間と場を確保するかという問題もありますけれども、今のは一つのご提案だと思います。夏休み中あたりにそういう収穫から何かをつくってという体験というのは、一つの提案だと思います。

私は先ほど答弁で、こうした取り組みについては、国際交流でも教育委員会でその情報を提供していくというお話をさせていただきましたけれども、埼玉県内でもいろんな、アスファルトジャングルの中の学校でもそういう自然体験活動をしている学校がたくさんあると思います。そういう情報を今のブルーベリーのお話も含めて、学校に提供させていただきたいと思います。その中で学校が独自に判断して、取り入れるものは取り入れていくのだろうというふうに思います。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(3) 番目の海外留学生の方々との交流の場ということで質問させていた

だいたのですけれども、現状で嵐山町に海外留学生の生徒さんというのはいるのでしょうか、お伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 すみません。わかりません。議員さんおわかりでしたら教えてください。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 恐らく私もいないかなと、留学生という言い方だと思わないかなと思うのですけれども、しかしながら近隣の大東文化ですとか、城西大学ですとか、本当に近いところに大学があります。そういうところの学校に来ている留学生、例えばインドからとか中国からとか、アメリカからとかという留学生の方がいらっしゃると思うのです。そういう方々にちょっとお声かけをして、もう授業数が本当にいっぱいいっぱい、今回さっき資料をちょっといただいたのですけれども、小学生も今まで算数が869時間だったのが、1,011時間になるとか、理科も350時間から405時間にふえてしまうとか、今まで外国語というのが小学校はなかったのが、35時間入りますよとかということで、そういうふうに時間数がちょっとふえているというお話だったので、そういう状況の中でそういう授業をふやすということは難しいと思いますから、例えば七郷小学校のことがよくわかっているから話に出るので、七郷小学校ですと七郷祭りというのが10月ごろにござ

いまして、そこで地域の年配の方々から昔の遊びとか、そういうのを伝授する場があるのですけれども、例えばそういう留学生の方々にもお仲間に入っただけ、海外のいろんな遊び、小学校のときはどんな遊びをしていたのかとか、先ほど授業でそういうお話、やっているというお話がありましたけれども、実際問題やっぱり体験するというのも、子供たちが興味を示すきっかけになると思うので、そういうようなことができたらいいのではないかなと思うのです。

やっぱりこれは新聞の紙面にあったものなのですからけれども、若者がなぜ海外へ出ないのかという見出しがあったのですけれども、やっぱり一番の理由は、経済的な余裕がない、時間がないなどの理由があるということが書いてあるのですけれども、教育長さんはどのように、なぜ若者が海外に今出ていかないという現状になっているのか、おわかりでしたらご答弁いただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 よくわかりませんが、いろいろご指摘はあると思いますけれども、今の若い人たちの、きのうもその質問が、若者という視線で渋谷議員さんから質問がありましたけれども、新聞報道で最近では、今議員さんお話のほかに、就職活動が海外に行ったらできないではないかというようなことだとか、そういう中で国際時代を迎えて日本の若者が世界に飛び立って

いって、国際的感覚を身につけてと、世界に羽ばたく日本人というキャッチフレーズが、随分前に出てきたわけです。そういう中で減少してきた、そういう中で最近東大のある学生さんが海外留学をして、その経験を日本の大学生に説明をしているという、そういう場面が報道でありましたけれども、貧困というか、経済状況もあるでしょうけれども、現に一番その学生さんたちがインタビューで答えていたのは、海外に行ってしまうと就職できないのだというふうなことが大きな原因でした。だから、なぜ海外に留学する日本の学生が少ないのだろうかというのは、個々事情さまざまでしょうけれども、日本の現在の社会状況、若者の意識、そういうものを反映している現象かなと。

細かな理由は私もわかりません。議員さんはどう考えているか聞きたいぐらいです。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 私はやはりバブルのときは、本当に海外に皆さんわあっと行かれていたので、やはり一番の原因は経済的な理由かなと私は思うのです。

やっぱり興味がないわけではないと思うのです。ただ、そういうきっかけがやっぱりあれば、きっかけとあと経済力があれば多分皆さん、今中国が発展しているのだから、新興国に行ってみようとか、そういう気持ちにもなると思うのですけれども、一番のネックはやっぱりお金なのかなと思います。

そういう中で、先ほどもお話ししたとおり、海外のほうに子供たちが今の

うちから目を向けていくためにも、やはりそういう海外の方々と触れ合う場を提供していただきたいと思いますので、その辺についてお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 まさにそのとおりだと思います。

先ほど、今小学校では、例えばいろんな学習の時間に近所の外国の方を招いて、地元の文化だとか、歴史の話を聞いたり、あるいは郷土料理をつくったりとか、つくっていただいたりとか、そういう活動をしていますけれども、お話のようにそういう国際化時代を迎えて、日本の小学校の教育課程の中に初めて来年から、嵐山はもう2年前から実施しておりますけれども、小学校5年生、年間 35 時間、6年生年間 35 時間、合わせて 70 時間、小学校の外国語活動というのを実施しております。その中で、やはり外国人の英会話指導助手等はお手伝いしていただいて、日々触れ合っています。

これはねらいは、小学校のうちから何も中学校の英語にスムーズに移行できるようにというねらいが主たるねらいではありません。国際化時代を迎えて、その外国語の発声とかコミュニケーションの基礎的な楽しみとか喜びとか、そういうのをゲーム感覚で年間 35 時間実施していくというのが外国語活動の趣旨です。

今の子供たちは私たちと違って、パソコン一つで瞬時にして世界の情報を取り入れて、それが社会科や理科や総合学習の時間に活用できていると

いう、本当に夢のような話ですね、昔から比べて。相当国際的な感覚、視野は広がっていると思います。したがって、外国語活動にもそういう感覚を身につけることを期待していますし、実はこの10月11日も、ガールスカウト日本連盟の埼玉県支部が、文部科学省の委託を受けてイギリスの若い指導者を18歳から35歳まで日本に招聘して、地域の文化交流をするのだということで、埼玉県が、女性教育会館に10月11日から14日まで、このイギリスの若い方々が来て、地元の学校と交流したいというお話があったのです。では、ぜひお願いしますよということで、志賀小学校に訪問して、子供たちとの交流を進めるということで計画を進めています。ですから、学校も教育委員会もできる限り、そういうチャンスがあったら積極的に受けたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 青柳賢治議員

○藤野幹男議長 続いて、本日の2番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号2番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1のどの子も大切にする教育についてからお願いいたします。

〔2番 青柳賢治一般質問席登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。議長の許可をいただき

ましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

大きな1番目でございますが、どの子ども大切にする教育について。7月に発行されました菅谷小だよりでございます。これを見まして、私もちょっとびっくりしました。授業中の学習規律、生活の規律がないとあります。このことは、学校の授業レベルや家庭でのしつけの問題だけではなく、至るところが発達障害によるものであると記されておりました。埼玉県教育委員会等の調査もまだございますが、ここでお尋ねいたします。

(1)の町内の小中学校における発達障害児童数の把握はされているのでしょうか。

(2)でございます。通常学級の運営には、相当困難があるだろうと推測できます。どのような現状にあるのでしょうか。

(3)でございます。どの子ども大切にする学級経営は、どのように行われていかななくてはならないのでしょうか。

(4)といたしまして、このような事態に、少子化の中で空き教室などもあると思います。それらを利用した町民が支援できるようなことはありませんでしょうか。

以上、4点お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お答え申し上げます。

発達障害という本当に新しい課題についてご質問いただきました。ありがとうございます。

小項目1の町内の小学校における発達障害児童数の把握についてですが、国の発達障害者支援法が施行になり、新たな取り組みが始まったところでございます。この法における発達障害等の定義ですけれども、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義がなされました。

また、早期発見、早期対応が大切であり、医療、保健、福祉、教育、労働など関係機関との連携体制が大切であり、国、地方の支援施策を求めています。埼玉県教育委員会では、今年度特別支援教育重点推進事業を立ち上げ、嵐山町はモデル地域の指定を受け、研究を始めたところです。

ご質問の町内の発達障害児童数の把握についてですが、議員お話しの方の状況は、恐らく注意欠陥多動性障害、いわゆるADHDのことだと思っております。既に数名の児童が診断され、通院治療を行っておると聞いております。

今後県のモデル事業において、大学の臨床心理士による幼稚園、学校巡回相談、医療受診によりADHD(注意欠陥多動性障害)の診断がなされるお子さんがいることも予想されます。学校では、個人のプライバシーや人権に配慮し、保護者と連携して対応しております。

質問項目1の小項目2、通常学級の状況ですが、授業中集中できない、じっとしてられない、衝撃的に行動するといったちょっと気になる子供がいるのは、かつて今も同じことだったのではないのでしょうか。しかし、かつてはこうした状況を落ちつきがないとか、規律が守れないといったような生徒指導的な見方や対応であったものが、障害という視点から理解する必要があり、特別の支援が必要であることが新たな対応として求められております。

通常学級における運営の困難さでございますが、お話のように授業や学習の規律の乱れとか、他の子供たちへの影響、担任の個別対応の難しさがございます。菅谷小学校においては、必要に応じて臨床心理士の助言等をいただきながら、養護教諭や特別支援コーディネーター、支援員、管理職などが通常学級の支援を行っております。また、県より今年度教員の増員をいただきましたし、またこの9月からは学級運営改善補助として非常勤講師を配置していただき、対応しております。

次に、小項目3、どの子も大切に作る学級経営とはですが、1点目は子供と子供、子供と教師の人間関係、信頼関係がある学級、2点目は、一人一人が学級への帰属意識が育っている学級、3点目は、自分の考えが堂々と言える雰囲気のある学級、4点目は、一人一人のよさが認められ、成就感や達成感が味わえる学級であると思います。このような視点で学級経営を進めることを期待しております。

次に、質問項目1の小項目4、町民が支援できることについてですが、大

変ありがたいお話でございます。発達障害の原因はまだよくわかっておらず、現在では脳機能障害と考えられています。専門的な対応が必要と考えられますので、教育委員会や学校としては、今年度から始まった県のモデル事業において、保護者との連携をもとに特別の支援のあり方を研究したいと考えております。

町民の皆さん方には、ちょっと気になる子供にも、地域でのさまざまな場面で積極的に声をかけていただきたいと存じます。子供にとって自信を持つ機会となると思いますので、ぜひ応援をお願いしたいと存じます。

お話にございました菅谷小学校だよりですけれども、学校は子供たちの状況について積極的に情報発信を行っている、そのことは大変意義があり、地域のどんな子供たちへも温かい触れ合いを持っていただけることを切に願っており、教育委員会も学校と一体となってこの新たな課題に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) それでは、(1)の児童数の把握ということでございますけれども、これはかつての5月の埼玉県知事のコラムの中にもありました。彩の国だよりです。これは、埼玉県の教育委員会の平成17年1月の調査結果でございます。通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に関する調査というのがございまして、これによりますと学習面や

行動面で著しい困難のある子供というのが、小学生で 11.7%、中学生で 7.5%、全体で約 10.5%という数字が公表されております。

この数字がやはり今の調査のとおりだとしますと、30 人学級で約3人ぐらいいることになるのかなというふうに思うのです。それで、この発達障害というのは、教育委員会のほうでつくられていますこの重点施策の中にも、20 年と 21 年に「支援」から「総合的な支援」をするということで変化しております。

そういう中で、この問題は、やはり最後のところにいくのですけれども、一人一人を大事にしていくということにつながっていくのですが、特に菅谷小学校だよりですので、ほかの小学校はちょっと私わかりませんが、1年生、2年生で今2クラスでしょうか。その中にやはり1割ぐらいがそういう形で、さっき教育長から答弁いただいたような方がいらっしゃるというような形でとらえていいのでしょうかね。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お話の彩の国だよりは1カ月に1回県から来て、埼玉県上田知事のコラムにもありまして、平成 17 年1月の調査で、ちょうど私そのとき部長をやっていましたので、担当でした。議会で出まして、通常学級でいろんな障害で課題になる子がいるのではないかとということで、何回も何回も、もっというはずだ、もっというはずだということで出てきた結果です。

10.5%というのが何らかの障害があるという結果が出たということでありま
すけれども、嵐山町の小中学生 1,400 人います。その 10.5%というと
140 人障害のある子が通常学級にいるという計算になります。

そのときはLD児、学習障害児という観点で調査をさせていただきました。
学習障害児(LD)というのは、全体的な知能のレベルは同じであっても、読
み、書き、計算の特定な分野で極端に苦手というそういう子でして、それが
ちょうど話題になったときです。その時点では、発達障害者支援法がなく、
発達障害という言葉もなかったわけであります。

発達障害といっても、先ほどの定義のように後期の自閉症であるとか、
アスペルガー症候群であるとか、LD児だとか、注意欠陥多動性児とか、広
範囲な非常に定義そのものが難しいという状況の中です。それで、先ほど2
クラスの場合に何人いるだろうかということについては、答弁の中で今後も
ADHDの診断がなされるお子さんもいることが予想されると申し上げました
のは、今専門の大学の臨床心理士の先生も、モデル事業の中で20回嵐山
町で学校の子供たちの現場を見て、そして先生方とやりとりをする中で、必
要な児童生徒については医療を勧めて、専門的な治療、そして判断をして
いただくと、こういう段取りです。ですから、現在把握しているのは、菅谷小
学校だけで数名ということであります。

これについては、本当に気をつけなくてはいけないのは原因が脳機能障
害であるということで、普通の診断の上に尿検査だとか、血液検査とかMRI

などのそういう医学的検査では診断がつかないのです。これは綿密な生育歴を聴取したりとか、細かな行動観察をしたりとか、知能認知の検査をしていく、そういうプロセスが必要だとされております。ですから、軽率にこの子はこうだとかということはなかなか難しい、しばらく状況を見なければいけない。17年度の調査は、そういった意味でこういう明確な根拠のないままで、通常学級でいろいろ障害がある落ちつかない子がどれだけいるだろうかという総体的な数字でしたので、つけ加えさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 私もこの発達障害というのは、本当にこのたよりによって初めて知識を得たようなところがありまして、調べてみたところ、その成長に伴って回復するケースもあるということなので、親御さんも、学校側の対応がなかなか保護者に理解されないようなこともあるかと思うのですが、慎重にその辺は進めていただくということをお願いしたいと思います。

ということで、2番に移ります。そういうことで、通常学級のほうはかなり困難があるということでお聞きいたしましたけれども、そんな中でいろいろな非常勤講師の方とか、それから教員の加配が進められていまして、対応していただいているなと思います。

ただ、どうなのでしょう、この困難な状況にある程度保護者も参加してもらおうという意味で、その保護者の協力、こういう子供さんに限らず、教室の実態を見てもらう意味でも、日がわりとまではいかななくても、保護者がやはり

その学校の教室に入って状態を見てもらうというようなことについては、教育長はいかがお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。加藤教育長。

○加藤信幸教育長 学校だよりにありますように、菅谷小は非常にこういう情報発信を積極的にしていただいて、実際行っております。これは何よりもどの子も、よい学級とはどんな学級ですかというお話がありました。集団の中に入って、障害のあるなしにかかわらず、みんな一緒になって成長していくというのが教育の大前提です。そういう中で新たな課題でありますので、これ学校は保護者と一緒になって、本当に協力的です、ご心配のあるお子さんについては。

ただ、この問題については、プライバシーとか人権等とかがあって、積極的に保護者の方が学校と協力して、お医者さんに相談に行ったりとか、専門機関に行ったりしている方もいますし、我が子がADHDと親は認識していても、私は子供に言えないのですという保護者がいたり、あるいは大変皆さんに迷惑かけていると、そういう意味では申しわけないという、そういう保護者がいたりとか、あるいは逆に、子供が授業中落ちつかなくて暴れているのは、教員のしつけが悪いからだというふうに言ってくる親もいないわけではない。

そうした意味では、症状によっては全く初めての方がその子に携わって、かえって萎縮してしまったり緊張してしまったりする、パニックを起こす場面もございます。そういった意味で、専門的対応が必要と申し上げました。です

から、かつて生徒指導で菅谷中学校が大変なときに、地域の皆さん方が応援してくださいましたと同じような対応は、かなり難しいのだと。保護者の理解も必要なのだろうというふうに思います。

いましばらく、この研究が始まりました。各学校を臨床心理士の方が訪問して、専門的に実際に目で見てということ。学校は学校で、お話のように実態を見ていただくというのは、昔と違って学校はオープンですから、ぜひ見ていただきたいし、学校公開日というのはどなたが行ってもいい日です。ぜひそういう意味で、地域の方々、町民の皆様方、学校を応援するという意味で積極的にごらんになって、実態を見ていただいて、自分たちなら何ができるということで、お医者さんでもありませんので、ぜひ分け隔てなくその地域でのいろんな行事だとか、ちょっと道で会ったときに、分け隔てなく声をかけていただいたり、地域の活動に声をかけていただければありがたいと、こういうふうに考えております。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) このたよりによりますと、担任の先生も自分の人間性、それから存在をかけて向き合っていかななくてはならないというふうにも書かれております。確かに先生方のご努力、いわゆる総合的な力、先生の間による厚み、それから奥深さというものは、先生のほうには要求されるのではないかと思いますので、ぜひともこれは保護者、それから先生、子供さんも含めて対応していただけたらと思っています。

次に、(3)に移ります。これは本当に答弁の中に出ておるとおりでございます。私この中で申し上げておきたいことは、やっぱりこのたよりに読んだときに、これだけ大変だということは、ある程度支援を受けなくてはならない子供も大切ですけれども、その回りにいる子供たちも一人一人大切なのです。そういうことはどうなしているのだろうかということが一番最初に私心配したのです。それで、クラスの一人一人のニーズにこたえていけるような教育というか、学級、これがどの子も大切に作る学級経営ということになっていくのではないかと思います。

問題行動は、学級の問題として話し合うとか、触れ合いの、子供たちを一人一人大切なわけです、その子供たちが。その中で、その他大勢の子供たちの一人一人の成長ということについては、教育長どうでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 塾とかあるいは家庭教師と違って、学校というのは一つのミニ社会集団であって、その中で勉強だけではなくて社会的な意識とか、規範意識であるとか、集団意識であるとか、そういう機能が学校にはございます。しかし、1学級というのはミニ社会集団ですので、いろんな子供たちがいる。その子供たちの中には、お話のような状況もいる。そういう子供によって何でもない子供たちが、その子供によって流れていってしまうと、これが一番話のように怖い。そういう意味では、全体的な指導と個別指導が大事であ

ろうと。

パニックに陥る子ども、45分の授業、時間いっぱいそういう状況ではありません。瞬間的な場面とか、そういう状況によってパニックを起こしたりする、そういうときには、学校には特別支援コーディネーターがいますけれども、その部屋に行って指導を受けたりとか、それから管理職の先生にも応援していただきますし、学級改善の非常勤講師が対応して、その場から引き離して落ちつくまでと。個別対応と全体指導をしていかなければいけない。

そこで、ぜひ県に今お願いしようと思っているのは、新たな形で通級指導教室という場をつくりまして、パニックの起こった子供たち、落ちつかない状況の場合には、その子供たちをせめて一日のうちで2時間でも、1時間でも3時間でも、通常の教科が特定の場所で指導が行われるようなその場をぜひ県に働きかけて認可をしていただいて、教員を配置していただいて、その通級指導教室を立ち上げてみたいと考えております。そのことが、今お話の一つの解決策になるのだろうと。

ただ、それだけでは解決にはいかないと思います。どの先生も、この新しい発達障害ということについて知識を持ち、共通行動を全体の先生が一つの気持ちになっていかなければいけない。そういう意味では、初めて聞く言葉ですので、今年の8月20日にこの町民ホールに嵐山町の小中学校の先生全部に集まっていただいて、発達障害についての研修を行いました。講師は嵐山学園の早川洋診療部長さんです。発達障害のお話をまず全教職

員が勉強しようということです。

菅谷小学校では、全員が必ず1回は県外、あるいは出張研修でこのことを勉強してくるというふうになっております。そのお話の中で驚いたことに、発達障害というのは、乳幼児から大人まで続くのだと。大人まで続いた中で、どうやって上手に折り合いを、自分の障害を意識して折り合いをつけていくかと、ずっと長く続くことですよと。

お話の流れの中で、発達障害を自分の一つの個性だというふうにしてとらえてみることもあるのだと。もう一つは、私たちができることは、できないことを徹底的に教えるのではなくて、しつけるのではなくて、何ができるのかを子供に応援しようという姿勢でいかなければいけないのですよということも教わりました。

そして、アインシュタインとか坂本龍馬とか、そういう方々も、もしかしたら1つはそういう障害ということが顕著にあらわれた人物ではないだろうかという、ちょっとしたオフレコの話もありました。

そういう意味で、子供を除外するのではなくて、できる場面をお手伝いしていくということを学校の先生がどうできるか。そういう意味で私のお願いは、町民の皆さんも違う目で見ない、みんな同じ子供なのだから、ひとしく声をかけて応援していただきたいと、こういうことであります。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ぜひともその通級のほうもお願いできたらと思いま

す。

やはり一人一人のニーズにこたえられるということが一番大事な学級経営だと思っておりますので、お願いいたします。

4番目にいきます。ここに答えていただいたとおり、先ほどの畠山議員の中にも、その時間数がふえていくというようなことで、なかなか新しい問題で先生方の対応も大変だと思っております。ここに健やか子育て宣言が出ています。地域ぐるみで子供を育てましょうということを、町民の一人一人の皆さんが感じていただいて、そしてやはり嵐山町の子供たちの少ない中で、一人一人がやはり生き生きと生きていってもらうということが一番のことだと思っておりますので、何かできることがあれば温かく見守り、進めていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時12分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項2の高齢者の所在不明問題についてお願いいたします。

○2番(青柳賢治議員) 3回の定例会の開会の当初に、町長のあいさつにもありましたが、町ぐるみの見守りに発展をしていきたいというふうにおっしゃっていました。その中で、この全国で相次ぐ高齢者の所在の不明問題でございしますが、きのうも質問にありましたように、この嵐山町では独居の高齢者についてはどのような見守りや把握がされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、質問項目2、高齢者の所在不明問題につきましてお答えをいたします。

把握方法でございますけれども、高齢者に限った確認ということではございませんけれども、6月1日を基準日として毎年民生委員さんが担当地区におきまして社会調査を実施し、高齢者や心身障害者などの要支援者の把握を行っております。

見守りにつきましては、平成19年度から開始いたしました見守り事業や配食サービス事業などによりまして、高齢者の安否確認に努めております。

見守り事業につきましては、今年の夏の猛暑により衰弱した高齢者を介護施設に一時避難していただいたケースなどがありまして、当該事業は特に有効であると考えております。

社会福祉協議会におきましては、75歳以上のひとり暮らしの方などを対

象にした暑中見舞い事業を実施しております。また、高齢者虐待の早期発見、未然防止、情報交換及び関係機関との連携協力を活動内容としました。高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を平成19年10月に設置いたしました。

委員会では、高齢者虐待のほか高齢者のふだんからの見守りにつきましても、新聞等が数日間放置されているような状態にあるなど異変に気づいた際は、ご連絡いただくようお願いをしております。

柳議員さんのご質問に対する答弁でもお話をさせていただきましたので、繰り返しになりますが、既に平成20年4月に新聞店をお願いしておりますが、改めて今年8月25日付で嵐山町を配達エリアとする新聞店4店と町内郵便局に、通報のお願いを文書で行いました。

また、町におきましては、現在地域の皆様方が相互に地域住民の見守りができるような仕組みを検討をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) この回答をいただきました。

6月1日を基準日とした民生委員さんの担当地区における社会調査と出ております。その辺は、いろいろなニュースを見ていると、行ったけれども所在が明らかではなかったとか、なかなか会えなかったとかというようなことも聞いております。嵐山町においてはそのようなことはあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

社会調査といいますのは、先ほども申し上げましたように、高齢者だけではなくいろいろな、母子世帯ですとか父子世帯、それから低所得者の世帯ですとか、そういったいろんな要援護者を調査していただいております、大変幅広い人数を把握していただいております。

こういった中で、必ずしも面会をもって確認をしていただきたいというふうな形をとっておりませんので、中にはご家族に確認をさせていただいたり、何回も行って会えない場合には、近隣の方に状況を確認をするというふうなケースもあると思います。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) わかりました。

きのう答弁をいただいた中のこれからの展開の中に、支え合い事業それから副町長による見守りネットワークというのも出ておりました。これからどういうふうに細かくやっていくのかというのは出てくると思うのですが、結構やはりいろいろなところで支え合いというのですか、マップをつくったりとかしているような例も見られるのです。嵐山町にはどういう見守りが一番いいのかは、十分検討していただきたいと思うのですが、そんな中で私が今考

えているのは、老人会なんかにはゲートボールやったり何かで顔合わせをしていらっしゃるので、そういう存在、元気かなどうかなというのはわかると思うのだけれども、もう少し老人会の組織を使ったようなネットワーク、嵐山町中をネットするようなもの。さらには、高齢者相互、65歳からいうのか75歳からいうのかは別にしましても、高齢者の地域地域にいらっしゃる元気な方が中心になってもらって、その相互の支援をしていくというようなこともできたらいいかと思うので、こういうこともお考えになっていただけたらと思います。

非常にこのことは、きずなの希薄さとかいうのですけれども、NHKでおとといでしたか、日曜日でしたか、やっていました。無縁社会のことをやっていたけれども、やはり地域にいる人が手伝ってあげる、手を差し伸べてあげるしかないのです。やはりその辺を一番ポイントにした見守りをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 どうぞ、次に。

○2番(青柳賢治議員) すみません、もう一つありました。3番のほうに移ります。

住宅地で放置された迷惑空き地についてなのですが、これも場所場所では雑草が伸び放題で、そういう空き地を目にします。周辺環境悪化とか犯罪の温床などになりかねません。この住宅地に放置されている迷惑空き地に対しての町の対応ということでお尋ねいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 質問項目3の住宅地で放置された迷惑空き地についてお答え申し上げます。

町では市街地の中の荒蕪地調査を毎年6月に実施いたしまして、雑草が伸びている土地所有者に、近隣住民への迷惑になるので、刈り取りをお願いし、ご自分で刈り取りできない場合は、町に委託する方法もある旨の通知をいたしております。

平成21年度は、通知件数124名で151筆、2万7,149平方メートルでございました。そのうち、土地所有者から町へ依頼されシルバー人材センターへ草刈りを委託したものが74筆、1万2,702平方メートルありました。また、近隣住民の方から環境課に荒蕪地で苦情の連絡のあった件数は20件ほどありまして、環境課職員が現地を確認し、現状の写真を添付し、土地所有者へ通知し、対応しています。また、町広報紙で空き地の適正な管理の呼びかけ等を行っております。

しかしながら、土地所有者のご協力がなく対応できない場合や、土地所有者へ通知が届かない場合もありまして、対応に苦慮しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) これも124名で約半分ですか、半分までいかないのでしょうか、委託していただいたという方は。そうですね、市街地の中で見ると相当やはりそのままの状況になっているようなところもかなりあるのです。当然嵐山町には環境保全条例というのがありまして、空き地の所有者は近隣の生活環境を損なうことのないように、空き地の適正な管理をしなければならぬということになっているわけです。そのようなことが、ある程度地域から強い声で環境課のほうに上がった。その年は何とかおくれおくれでもやってくれたけれども、次の年はまた同じようなことになっているのだというようなことについては、やはり近所の人たちはやっていただいてありがたいと。もしその後、何とかできるのだったら、自分たちの力でもやっていきたいと言っている人たちもいるのです。

私が言いたいのは、とにかく所有者の責任であることをはっきりさせてもらうと同時に、これに通知をするということだって、やはり皆さんの税金を使って通知をすることになるわけです。何だかなかなか改善されないところがあるのですけれども、その辺のところはある程度その所有者を明らかにしていくというようなことなども含めて、どのように環境課長は考えられますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 この数字は、あくまでも町に委託された面積でございまして、このほかに自刈りというかご自分で刈られている場合、またシル

バー人材センターに直接土地所有者から委託する場合、それから所有者から業者へ委託する場合等が考えられますけれども、ですからこの数字よりも刈られている面積というのは多くなっているとは思いますが、先ほどご質問いただきました自分たちの力でやりたい地域は、そういう方たちについては、それが一番いいかと思うのですけれども、個人所有の土地について、町でやってくださいと言うのも言いづらいところがございまして、私権が絡みますので、その辺が一番私ども苦慮しているところでございます。

また、先ほど1回目の答弁で、通知が届かない場合があるというお話をさせていただきましたけれども、古い登記のまんまの土地等の場合もあるわけございまして、その登記簿上の市町村、区役所等に照会をかけたも、記載されている過去がないというようなケースもございまして、そうなりますと、それ以上の調査というのがなかなかできないというのが一番我々悩んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 今その登記簿上ではっきりしなくて手紙が戻ってきたりするというようなところが、やっぱり状態として刈られないまま残っているという理解でいいですか。それはどのくらい戻ってきてしまったりするものなのですか、今のこのお答えの中で。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 手元に戻ってきた件数の資料がございませんけれども、10件はないと思います。ただ、今お話ししたケースにつきましては、税金も出ていないという状況のおそれもございまして、税金が出ていれば税務課さんの方から居所というか連絡先を教えてもらって、通知をしているというケースもございまして、昭和20年とか30年の登記所有の特に山林等税金が出ていないケースの場合5~6件、うろ覚えの数字で申しわけないのですが、戻ってくるというのは5~6件はあったかと思えます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、その5~6件のところは毎年同じような状況になっているというふうに理解していいのかな。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 毎年戻ってきているところがというお話ですが、それプラス土地所有者が応じないというケースももちろんございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) うちの川島の地域にも何カ所かありまして、前もお願いして、やっぱりよそのうちにつるが絡みついたりとかというので、不衛生というようなことも言われて、1回その後刈られたことがあって、きれいになっ

たのです。何とかそういうところがあれば、もうあんなになるの嫌だからというので、自分たちでやらせてもらったりなんかできるのだったらやりたいなというような人もいます。そういうところへ町が入っていただいて、そういう所有者を、個人情報保護法もあると思いますけれども、ちょっと強力なその後の地域の管理みたいな形がとれるようなことはどうですか。

○藤野幹男議長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 あくまでもこれは土地所有者の了解のもとということが前提になるかと思うのですけれども、そういった仲立ちというのですか、ご照会というか、そういったことは積極的に、もし地域でこの筆について所有者が応じないのなら、応じないというか、やってくれないのならというお話をいただければ、所有者と連絡をとって解消に努めてまいりたいと、このように考えます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 一応そういう形で、毎年毎年同じことを繰り返していても、やはり刈られた後はやっぱり気持ちいいですよ。そういう快適な嵐山町を築いていかなくってはなりませんので、ぜひ私もそういう方何人かいらっしゃいますので、環境課のほうにお邪魔したいと思います。

以上、終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号5番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の公園管理について、どうぞ。

〔5番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○5番(吉場道雄議員) 5番議員、吉場道雄議。議長のご指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、公園管理について。①大平山山頂公園は、平成元年ふるさと創生事業のアイデアをふるさとづくり事業選考委員会で3事業を選考した中の一つとして整備したものであります。

当時の広報紙によると、町の中心部を一望に見おろすことのできる大平山をふるさとの山と位置づけするもので、計画の内容は登山道の整備、桜、ツツジなどの花木の植栽、展望台、あずまやの建設等である。平成2年に整備されて以降、多くの観光客が訪れているが、20年たった現在では、周囲の杉、ヒノキ等が生い茂って見通しが悪くなり、多くの人たちから苦情を聞きます。

そこでお伺いします。アとして、地権者数、面積、借り上げ料。イとして、借り上げ用地を取得した場合の取得費。ウとして、樹木を伐採して周囲の見通しをよくするなど、大平山の再整備を行う考えはあるか。また、ウの答弁

の内容によりまして、彩の国みどりの基金活用事業についてもお伺いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 まず、質問項目1の小項目アの地権者数、面積、借上げ料につきましてお答えいたします。大平山山頂公園の土地を借り上げている箇所は、山頂の方位盤周辺、あずまや周辺、ベンチ周辺等で、地権者数は11名で8筆、面積は8,331平方メートルでございます。

なお、借上げ料につきましては、1平方メートル122円で、大平山山頂公園の土地借上げ料は年額101万6,382円となっております。

次に、質問項目1の小項目イ、借上げ用地を取得した場合の取得費につきましてお答えいたします。この近辺の売買実情もこのところないと思われるので、現時点での取得費については不明でございます。

次に、質問項目1の小項目ウ、樹木を伐採して周囲の見通しをよくするなど、大平山の再整備を行う考えがあるかについてお答えいたします。現在、大平山山頂公園の周辺の山林には、土地所有者がヒノキを植林し、手入れのした山林もございますが、町が借り上げている土地に植栽してあります桜の木が大分大きくなっておりますので、枝おろし等を行い、様子を見てまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) では、アですか、地権者数、面積、借り上げ料についてお伺いします。農業と林業の違いはあると思いますが、今農地を借りた場合ですが、農地を土地改良するわけなのですが、そのいいところでも1俵ですか、または米半俵とか、中には耕作してもらえればそういう賃料は要らないからというのが多いわけなのですけれども、ここの大平山山頂なのですけれども、平米 122 円ということは1反当たり、1,000 平米 12 万 2,000 円ですか。これは農地と山林とは結構異なると思いますけれども、私が思うにはちょっと高過ぎる金額ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 この件につきましては、借り上げた当初、槻川のところにバーベキュー場の整備とか関連したのが、あの土地あたりに前後にあったかと思うのですけれども、そういったところから出た金額がこれ以上高かったのです。それをここ何年かのうちに、3年に1度の固定資産税の評価替えに合わせて見直してきて、昨年 21 年度、契約した金額が 122 円という、これも前回に比べますと下げて、前回は 135 円平米当たりあったのですけれども、下げてきた経緯がございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 昨年ですか、22年度に単価の改正になって135円から122円と単価を下げたということなのですからけれども、この前、よく町の見直しというのは3年に1遍ということで、多分これ2年間同じような金額でいくと思います。20年間、今まで借りてきた賃金を払ったわけですからけれども、2,200~2,300万の金額を払っているわけなのですからけれども、関連しているのでイのほうに入っているんですか。借り上げ単価のほうに、関連していますので。

○藤野幹男議長 では、どうぞ。

○5番(吉場道雄議員) これ評価としても、山林の頂上という評価がかなり低いと思うのです。だから、町の考えとしたら、このまま借りているのか取得するのか、ある程度方向をつけてこれからいかないと、幾ら借りて、もう2,200~2,300万も金を払っているわけなのですからけれども、これからもずっとこのような単価でいくわけなのですからけれども、町のある程度方向性をつけて、進んでいったほうが良いと思うのですけれども、買うか、もし必要でなければそれを返すかという方向なのですからけれども、お伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 町は、今公有地化する考えは今のところ、現時点ではございません。吉場議員さんご存じかと思っておりますけれども、この筆につき

ましては、遠山道の一番頂上のところから入っていく道路沿いに何カ所か、1筆の一部をベンチを置くスペースプラスその周辺の、分筆しているわけではございませんで、一部をその面積にお借りしているという形態がほとんどなのです。

それで、頂上に向かいます、頂上付近にベンチとか方位盤とかございますけれども、そういったところも同じような形態でお借りしているというのが現状でございます、1筆になりますとかなりでかくなるわけでございます、それぞれの筆の相当分をお借りしているというような形態でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) この借り上げ料の問題なのですけれども、これは本当はただ大平山山頂だけではないと思うのですけれども、これは町全体に考える大問題だと思うのですけれども、このところも町のほうとしても検討しながら、少しでも今の時代に合った単価で借りていけるような体制をとってもらえたらと思うのでうけれども。また、取得できるところは取得して、本当に有効活用してもらえればありがたいと思います。

次にウに移ります。この大平山山頂なのですけれども、あたりを見渡すと杉、ヒノキ等がここに生い茂っております。多分観光客は、そういうところからあたりが見えないと言うのですけれども、桜の木を切った場合ぐらいでは全然見晴らしはよくならないと思いますけれども、杉だとかヒノキなんかを切

る考えはありますか、お伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 今現在ご指摘いただいているヒノキの山林かと思うのですけれども、それにつきましてはあくまでも個人の所有地でございます、個人の考え方はもちろん優先されるべきだとは思っておりますけれども、ある程度手が入っている山と私どもは認識してございまして、切る、切らないという、間伐も多少はされているわけでございまして、あくまでも所有者の意向ということになるかとは思いますが。

以上でございます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) では、最後のは町のほうではちょっと無理なようなので、彩の国みどりの基金活用事業のほうについてお伺いしたいのですけれども、自動車税の一部ですか、1台 500 円を皆様からの寄附で彩の国みどり事業というので、約 14 億円埼玉県でお金を持っております。それは、森林の保全管理だとか身近な緑の保全、創出、環境教育の推進などを行う事業ですが、事業の中には幾つかありますが、嵐山町の杉山城がありますけれども、杉山城の竹林の伐採ですか、竹の伐採もこの事業でしたのですけれども、この緑の基金事業の中には、針葉樹を広葉樹にかえる事業もあります。このような事業を使ってあそこの杉だとかヒノキなんかを伐採できるか

どうかお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 先ほども申しましたように、土地所有者の考え方がもとにはなるかと思えますけれども、彩の国みどりの基金の活用につきましては、条件等も幾つかあるようなので、今後調査してまいりたいと存じます。

先ほども申しましたように、手が入らない土地とか道路づけの話とかもあるように聞いておりますので、その辺も含めて今後調査してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 個人の所有地があるので、幾らか難しいと言うのですけれども、杉山城も個人の所有地がここにありながら、この事業を使ってやったわけなのです。私も寄居の林業試験場ですか、そこにちょっと尋ねてみたら、足場の問題もちょっとどうかなと思うのですけれども、こういう事業をうまく利用すれば、幾つかあるわけなのです。それを利用すれば可能ではないかと、こういうふうに言ってくれたのです。ちょっとそこのところをお願いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○**簾藤賢治環境課長** ちょっとご理解いただけなかったのかと思うのですが、
れども、町が借りているところの土地には、ヒノキや何かの植栽というのは
今ないのです。あくまでも個人の土地でございますので、まず土地所有者の
意向というのが大原則になるかと思えます。

以上です。

○**藤野幹男議長** 吉場道雄議員。

○**5番(吉場道雄議員)** この再生事業ですか、これをやったときも個人の
土地を80軒から借りたわけです。今回だっただけ見えなかったところを個人の所有
者から借りて、みどりの基金事業ができないかと私は聞いているのですけ
れども。

○**藤野幹男議長** 簾藤環境課長。

○**簾藤賢治環境課長** 大変失礼しました。そこまで借りてというようなお話
でございますでしょうか。そこまで借りるのがいいかどうかも含めて、今後調
査してまいりたいと思えます。

以上です。

○**藤野幹男議長** 吉場道雄議員。

○**5番(吉場道雄議員)** ぜひとも、結構今借りているところの続きだと思
うのです。だから、これだけの借用料も払っているし、話をすれば前向きに進
んでもらえると思うのですけれども、話をしないと先に行かないので、町の方
向としても進める方向ができないか、町長さんに聞きたいのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変素晴らしいご提案だと思うのですが、ご承知のように嵐山町でも観光事業を何らかの町の発展するための起爆剤として使いたいということで、観光協会の会長さんいらっしゃいますけれども、観光協会等においても、またそのほか今度の総振の中にも盛り込まれるのではないかと思いますけれども、いろんな農業、環境、商業、工業それから歴史文化、そういうものも総合力でということになってくる中で、観光というのは中心になってくると思うのです。まして今お話のところというのは、嵐山町でそのところをこういう形の中心地としてやっていこうという、今までのそういう方向で一番の出発点であったときもあるわけでありますので、県のトラスト地等も考慮しながら、それからバーベキュー場の位置、そして農産物の直売場の位置、そしてルートというようなことを考えたときに、そのところをこれからどういうふうな位置づけにしていったらいいのかということも踏まえて、議員さんおっしゃるような方向で町もちょっと積極的に考えていければなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) どうもありがとうございます。ぜひお願いします。

○藤野幹男議長 質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。お昼

にしたいと思います。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。続いて、質問事項2の火薬庫建設計画についてを吉場議員、お願いします。

○5番(吉場道雄議員) 2番目の火薬庫建設計画について質問します。

古里(馬内)地区は、里山、谷津田、ため池等美しい緑に囲まれた小さい集落です。先祖から受け継いだ豊かな自然環境を保全しながら、平和に暮らしてきました。この平和で穏やかな集落に火薬庫建設計画が持ち上がり、過日、説明会が開催されました。

会社側の説明では、火薬庫からの一定の保安距離が確保されるため、万一の事故があっても心配ない。現在は東松山葛袋に火薬庫を所有しているが、工業団地の造成が進められており、火薬庫の設置要件である保安距離の確保が困難となり、古里に移転計画等の説明があったが、住民不安に対して納得できる説明は全くありませんでした。火薬庫の建設は漫然たる不安を押しつけるものであり、到底受け入れるわけにはいきません。住民一同、将来に希望を持って安心した暮らしを望んでおります。県の許可で難しいことはわかりますが、町の対応をお伺いします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目2の火薬庫建設計画についてお答えをいたします。今までの経過について説明をさせていただきます。

3月24日に県企業立地課、東松山市政策財政部、株式会社タバタプランニング、大栄不動産株式会社、東松山葛袋開発株式会社の方々が来庁いたしまして、東松山市内にある富沢煙火有限会社の移転先を嵐山町大字古里地区へお願いをしたいという依頼がありました。東松山市では、東松山葛袋産業用地に隣接をしている富沢煙火有限会社があり、企業が進出した場合には富沢煙火有限会社が移転しなければならないので、産業団地の手続とあわせて富沢煙火有限会社の移転先を探しているということでありました。町といたしましては、3月24日の話を受けまして、4月9日に調整会議を開き、関係課の認識を共有をして、4月19日に県企業立地課、東松山市、太平洋セメント、富沢煙火有限会社を呼び、事業に当たっての詳しい内容の説明を受けたもので、町としては事業者である太平洋セメント、富沢煙火有限会社に地元説明会を開き、理解を求めるといような指導をしたものでございます。以上が今までの経過でございます。

次に、町の対応ということでございますが、町といたしましては地元住民の意見を尊重し、今後対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 2日前ですか、9月の6日なのですけれども、馬内地区 35 世帯全員と隣接地権者全員、また土地改良区関係者、近隣住民、合わせて 60 世帯から既に署名をもらっていました。その署名を県のほうに持っていき、火薬庫の建設の許可を出さないように言ってきましたけれども、県の答えですか、県の考えでは、条件を整えば許可を出さずにはいられないと言っておりました。非常に難しい問題であるとはわかっておりますが、先日5月の 30 日ですか、地元説明会がありまして、質問に対してまだ回答もなく、不安が増すばかりであります。どうか地域の住民の人たちに納得できるまで話し合いを持てるよう町の働きかけをお願いしたいのですけれども、考えをお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、議員さんのほうからお話がありましたけれども、県の許可で大変難しいことはわかりますがというお話がございました。そのような状況だということは、町も認識をしております。そういう中で町は何ができるかということなのですが、地元住民の皆様方の漫然たる不安を押しつけるものでありというふうにおっしゃいましたけれども、そういう不安が少しでも取り除かれるように、地元の説明会、これをしっかりやっていただいて、それでそ

うした不安が取り除かれるようなことをやってもらうように、再度またこれからもお願いをしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 県の許可で本当に難しいことが私もわかりました。

今、町長さんが言ったようなことを町のほうからも業者のほうにお願いして、少しでも地元が安心できるような、納得いくような、心配なくいけるようにお願いしたいと思います。

次に、3番目に入りたいと思います。

○藤野幹男議長 どうぞ。

○5番(吉場道雄議員) 次に、教育問題についてなのですが、県教育局は4月に実施した県小中学校学習状況調査の発表しました。県の調査は、さいたま市を除く全市町村公立校の小学5年、中学2年を対象に行いました。小学校 715 校、中学校 367 校が参加し、小学校は国語、数学、理科、社会の4教科、中学生は国語、数学、理科、社会、英語の5教科で行われました。この結果を見てどうとらえているのか伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目3、教育問題についての県独自の学力調査の結果を見てどうとらえているかについてお答えします。

お話しのように、本年4月 26 日に調査が行われました。ペーパーテスト

のほかに生活状況調査も実施されました。このほど調査結果が公表され、町、学校にもそれぞれ結果が県より提供されました。結果をどうとらえているかとのご質問ですが、町や学校には、県より細部にわたる内容と膨大な量の調査結果が提供され、また正答率と生活との相関関係を分析するソフトも、県から数日前に送付されました。したがって、細かな分析はこれから行うこととなります。

現在わかる内容で申し上げますと、教科の調査結果では、小学校5年生では正答率がやや低い。中学校2年生では大変高い正答率を示しました。特に小学校の読解力に関する正答率の低さが目立ちました。また、生活調査では、読書量、勉強時間、勉強が好きか、意欲的な発表をしているかや、朝食率、あいさつ、規律ある態度など、教科の正答率との相関関係もうかがえる状況がございます。

もちろんこれらの結果は、個人個人あるいは学校ごとに特色や差異がございますので、今後それぞれの学校において、そして町全体としては町の学力向上推進委員会でそれぞれ結果を分析し、課題と対策を明確にして、学力の向上に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 結果を分析して、課題と対策を明確にして学力の向上に努めていきたいということはわかりました。

今回公表された学習状況調査の結果なのですけれども、今回初めてインターネットで見ることができました。これで見ますと、内容別結果と観点別結果がここにありました。中学校においては、いろいろ項目があった中で、大体半分ぐらいは県の平均点よりか上回っておりますけれども、小学校にあっては全体の3分の1は上回っておりますけれども、全体の3分の2は埼玉県の平均点よりか下回っている状況でありました。

今回インターネットで公表されましたが、この結果を保護者の前でも公表し、お互いに理解した上で、先生から教育を受けたほうが、これからの学力向上に私はなるとおもいますけれども、お考えをお聞きします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お話のとおりです。

これまでも学力だけではなくて、規律ある態度と体力について嵐山の広報紙にそれぞれページをいただいて、町民の皆様に、子供の基礎基本の学力の状況、体力の状況、規律ある態度の状況をお知らせしてあります。それは、裏には、ぜひご協力をお願いしますというねらいがあります。

今インターネットで公開という話がありました。特に、中学校について今、かなりのと言われましたけれども、71%以上が県の平均正答率をそれぞれの項目で上回っております。県の平均正答率と比べてどうかということで学力云々ということもありますけれども、一つの目安になるだろうと。

私たちは、これからどの子供に、あるいはどの学校に、どういう課題があってということと、これからどう対応するかということが大事かなと。特に、小学校においては、よかった観点もあるのです。聞く、話すであるとか、算数への関心、態度、意欲にかかわる問題とか、自然現象への関心態度、これはよかった結果が出てきました。しかしながら、正答率が低かった問題としては、読む能力に関係のある問題、社会的な思考判断に関する問題とか、数学的に問題を処理する、そういう細かなところがたくさんあるのですけれども、この辺が弱かったなど。中学校についても、ほとんどよかったですけれども、特に理科の自然事象に対する関心を問う問題は、やや努力が必要かなと。そういう細かなところは、個々個人によって違います。これは小学校5年生、中学校2年生という限られた学年が対象でございますので、これをもって嵐山町の全部の学力の状況と申し上げるのはまだ苦しいですけれども、一つの大きな目安になります。

例えば小学校は3校あります。菅谷小学校は3クラス、1クラスが31人、31人、31人、93名です。七郷小学校は1クラス20人の20人です。志賀小学校は24人、24人の2クラスで48人です。それぞれの学校の試験に参加する母体が違いますし、そういう学級の状況も違いますし、そういうものもこれから分析していく必要があるのかなというふうに思います。

学校は、もちろん学力向上について目指してはいるのですが、やっぱり学力向上の改善のサイクルというか、それをしっかりと課題をとらえて、町全

体としてもこれやらなければいけないことですので、頑張っていきたいと思
います。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 今回の学力調査なのですけれども、初めてインタ
ーネットでこういうふう公開されたわけなので、今年度しかわからないので
すけれども、去年とかは。だけれども、私ちょっと調べてみたのですけれども、
この前議会の初日にもらった学力評価ですか、「教育委員会点検・評価報
告書」というのがあります。これ 21 年度をもらいましたけれども、20 年度、
19 年度とこれ比較しまして調べさせてもらいました。これは、先ほど学力テ
ストというのは、今回5年生と中学2年生と言いましたけれども、これは読み、
書き、計算ですか、学力の基本中の基本であります。これは1年生から6年
生まであるし、中学1年生から3年生まで、これは単なる5年生と2年生では
ないのですけれども、これからちょっと質問させてもらいますけれども、平成
19 年度は結構中学校においては、県の平均点よりか 4.6 ですか多かった
わけですけれども、去年は 3.5、2.5 と1点ずつ減っているわけなのです。

小学校にあっても、こういうふうだんだん減ってきて、今年マイナス
ですか、県の平均点よりも。これを見てもちょっと学力が落ちているのでは
ないかなと私は信じているわけなのですが、多分これと並行して学力テスト
も、多分これと絶対同じだと思うのです。よく運動会がこれからありますけれ
ども、町長さんとか教育長さんに学校に来てもらって、一言目に今年学力

テストがよかったと褒めてくれるのです。今年はそういうことが全然ないですね。だから、明らかに学力テストも、読み、書き、そろばんですか、3つの達成目標、これを見ても嵐山町の学力は幾らか低迷している、落ちてきているのではないかなと私は信じている、これは私の考えなのですけれども。

この間、学校応援団ですか、ちょっと草刈りがありまして、行ってみて校長先生にちょっと聞いてみたのです。1つの小学校なのですけれども、うちのほうの学校はよかった、先ほどの人数の関係もありますけれども、1つの学校は平均点よりよくて、全体で平均点よりか下がっているということは、1つの学校は結構下のほうであると思うのです。そのほうが問題だと思うのです。

そういう中で、本当にこれから真剣に考えていく必要がありますけれども、また以前はここに問題児がいた学校があるのですけれども、そのときには教育のほうではなくてそっちのほうに力を入れていたかもしれないけれども、学力の低下は当たり前だと思っていたのですけれども、それが去って2年もたったのにもっと学力がこうに低下してきているわけなのです。こういう現実を見た場合、子供たち、保護者にも何かの原因があると思いますが、教育に携わっている先生の努力がもっと必要なのではないかなと私は思います。お考えをお聞きます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 教育委員会の点検、評価の参考資料として、教育に関する3つの達成目標、読み、書き、計算という基礎基本の部分については、前年度は中学校は、要するにこれも比較の材料が全県平均と比べるしかないわけですが、すべてよかったです。小学校もすべてよかったです。21年度の結果については、中学校は相変わらず高い正答率、すべてよかったです。点数は幾分下がっているかもしれませんが、県平均と比べれば全部よかったです。小学校においては、かなりよかった部分が減ってきてたということです。

したがいまして、小学校には全体的に課題がありますよという、しかしながら吉場さんが学校応援団で行ってそういう話を聞いて、ある学校が点数下げている云々という、そういうことは各学校でそれは努力しなければいけないことですけれども、教育委員会としては町全体の底上げをしなければいけないということで、最後にお話した、答弁でお話した町の学力向上推進委員会がありますから、そこで町全体としてどうすればいいのかという課題を明確にしなければいけない。それは、さっきの改善サイクルを示していかなければいけない。

私のほうで校長会、教頭会がありまして、早速この結果が来たときに、校長先生、教頭先生に次のようなお願いと指示をさせていただきました。1つは、今回の結果をどう受け止めているのかということが1点目で、2点目はそれぞれの教科の正答率について、教科についてそれぞれ特徴がありますかと。

それから、内容別と観点別に関連はありますかということ。それから、結果から見えてくることについては、6点ほど対応されたいというお話を申しあげました。

1つは、これまで学校で積み重ねてきた実践や研修の成果はどうであったかというのが1点目。2点目は、吉場さん今お話の個々の先生方の指導力との関係ではどうだったのかという点。それから、3点目は、一人一人の子供の能力とか意欲とか生活習慣のかかわりでは正答率はどうだったのか。それから、4点目は、地域や保護者とのかかわりですね、その点から見てどうだったのか。5点目としては、学校自体の学力に関する意識についてはどうだったのか。それから、6点目は、日々の学習の評価、工夫されていたかどうか。最後には、子供たちの学習習慣とのかかわりはどうかということで、それぞれ分析をお願いしますよと。

いつも申しあげていることですがけれども、学力を構成する重要な要素というのは、1つは基礎基本の徹底、お話があった読み、書き、計算の部分です。2つ目は、その基礎部分を活用した思考力とか判断力とか表現力。3つ目は、一人一人の子供の学習意欲とか習慣なのです。だから、幅広いとらえ方がありますので、決して競争をすることが学力向上の目的ではありませんので、一人一人に視点を合わせた学力向上改善のサイクルです。詳しく申し上げますと、1つは学校の現状を把握する、2点目は現状から見える課題を明確にする、3つ目は具体的な目標を立てる、4つ目は具体的な対策

をどうする、指導方法をどうする、教員の研修をどうするのだ。最後は、それらについて計画をきちんと、いつ何をやるかと明示して、頑張りましょうということで、校長会、教頭会でさらにお願ひし、町の委員会でもそれをきちんと明示して、町全体でこの結果を生かしていけるような方向で頑張っていきたいと思っています。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) きょうも青柳議員のときだったかありましたけれども、先生が夏休みの期間中における教職員の研修会が8月の20日に行われたということなのですからけれども、ちょっと私も調べてみまして、滑川町とかみんな大体8月の20日に行われたのですけれども、滑川町においては3つの達成目標ですか、平成21年度までの研修成果と課題について。川島町では、外国語活動指導法の研修会、また吉見町では学力向上のための教育実践発表会ということなのですからけれども、この学力向上のための教育実践発表会というのは、全国学力テストの結果でいつも上位を占めています秋田とか福井、富山、こういうようなところを今回、昨年度、21年度ですか、秋田が中学校も小学校も1番だったというところで、その秋田のところから呼んで、先生方が講習したというのです。

嵐山町においては、今回さつき青柳議員のときにも言ったように、ちょっと気になる子ということで、指導に役立つ発達障害の知識ということと、埼玉における部落女性の現状ということで、これも本当に必要だと思うのですけ

れども、嵐山町の今の現状を見たら、本当に学力向上を考えた研修会をこれしたほうがいいと思うので、そうしなくてはだめではないかなと思っているのですけれども、これも今年やった研修が悪かったというのではないのですけれども、今嵐山町の教育で一番必要なのは学力を上げる研修ではないかなと思うのですけれども、先生の考えはどうでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 8月の20日は比企の市町村それぞれ全員教員が集まってそれぞれの市町村で教員研修全体をやっているのです。その時々々の教育課題について、一番重要となると思われるものをそれぞれの市町村がやっています。嵐山町も私がさっき話しました外国語、英語、小学校の英語学習について、狭山市から国の指定を受けた先生をお招きして、研修をおとしやりました。不登校が大変なときは不登校の研修もやりました。今年は発達障害というのを、とにかく大事な喫緊の課題であるということでやりました。もちろん学習指導についてもやったことがあります。いろんな研修をとにかく市町村はやっています。

秋田県のお話ですけれども、今年吉見町は学力向上ということで研修をやりまして、嵐山からも出席させていただきました。秋田県的美郷町というところから、小学校の先生2人と中学校の先生に、ふだんの実践を発表してもらったと。私もお聞きしましたら、何か特別トップクラスで、何か変わった指導、

変わった方策をとっているのかということで、私はこっちにいたので出られませんので、吉見町の教育委員会に聞きました。また、全国町村教育長会の理事会で秋田の教育長さんともよく会うのですけれども、結論は何も変わったことはしていないということです。何も変わったことはしていないよ、こんなお話を聞きました。特別何も変わったことはしていない、当たり前のことを当たり前に行っている。ただし、自慢することがあるとすれば、全職員が徹底して足並みをそろえて組織的にやっていると、このことです。

ですから、私もこのことは本当にそのとおりだと思いますので、各学校云々ということも大事ですけれども、町の学校全体、先生方全体が学力向上のために足並みをそろえて、当たり前が当たり前できると。そういうことを改めて感じましたので、さらに秋田県の情報等も仕入れて、学ぶところは学んで、生かせるところは生かしたいと考えております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) これからも当たり前のことを当たり前のようにできるような教育づくりをお願いしたいと思います。

次なのですけれども、この前、先ほど言いましたように、学校応援団でちょっと学校に行きまして、教育の内容をちょっと聞いたのですけれども、校長から話を聞くと、TT学習と少人数指導ですか、これを教務主任とか教頭さんが、暇なときに積極的にここに参加して、個人指導とか少人数指導、徹底指導をやっているというのですけれども、この前、学校評議員か何かで中学校

のほうに行ってみたときには、TTはもうよしているようなことも聞いたのですが、その辺のところの状況はどうなのでしょうか、ちょっとお聞きしますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お話しのチームティーチングのことですが、それは指導形態、指導方法にかかわる部分で、昔は一斉学習ということで1人の先生がやっていた。近年は国、県の方策によって、ある教科を2人の先生で教える、そして個別対応していく、これはチームティーチングといいます。それから、少人数指導というのは、ある教科について、例えば算数、理科が多いのですけれども、1クラスを2つに分けてしまうというそれが少人数指導。それから、そのほかに理解の程度によって分けるのを習熟度別授業、それぞれの学校がそれぞれのあれでやっています。

さっき前半の七郷小学校の例だと思いますけれども、教務主任の先生が行く。19人、20人で1学級ですので、そういう臨機応変体制はその学校独自でできると思います。ほかの学校でも管理職の先生が授業を回ってやってくれています。それぞれの学校の組織の範囲でやっておられます。

こうした子供の一人一人の視点にいく指導方法は多種多様でありますので、子供の実態に合わせて思い切った指導方法を各学校で工夫していただきたいというふうに期待しております。これがベストというのはございません。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) いよいよ新学習指導要領も小学校では来年、中学校では再来年始まりまして、授業時数ですか多くなりまして、年間授業時数の確保も難しいと思うのです。新聞なんかで見ると、さいたま市だとか幾つかの市だとか町で、夏休みを早く終わりにして、その年間授業時数の確保に当たっていますけれども、嵐山町の場合は夏休みとか冬休みを短くして、年間授業時数の配分ができないかどうかお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 新しい学習指導要領で教科の時数が1週間ふえてくるということとの関連で、授業時数をどう確保するかというのは、1点では国の制度上の問題で学校5日制というのがあるわけでありまして。かつての授業時数を今の5日制のままで授業時数をふやして、それは苦しいに決まっているわけです。そのことで、それぞれ今いろいろ各市町村、あるいは各都道府県で考えていますけれども、一番簡単なのは学校5日制を廃止してしまうということです。これはできません、現状では。ですから、各学校で、学校によっては校長さんみずからが補習授業など夏休み中やっております。ただ、制度上、埼玉県全体を見回しても2学期制をしくとか、あるいは夏休みを少し短くしようとかというのは、ごく限られた制度であります。夏休みに授業をやるのをそれを授業と見るかどうかというのも課題があります。

いましばらくは、新しい学習指導要領がまだでございますので、嵐山町としては状況を見て、制度上のこともありますので、様子を見てみたいというふうを考えております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 今回の子供たちの学力がだんだん下がっていくところを見ると非常に寂しいところがあり、もうちょっと教育現場の総力を上げまして、課題を明らかにして改善を図ってもらいたいと思いますが。

また、先生方にも子供たちに学力がつく研修会等をとれるよう指導主事にもお願いして、質問を終わりにします。

以上です。どうもありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日4番目の一般質問は受付番号6番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の教育行政について、どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 4番議員の長島邦夫です。議長より指名が出ましたので、通告書によりまして一般質問を行います。

私の最初の質問は、大項目で教育関係なのですが、教育関係はいろいろ

ろきょうも議員さんから、教育現場からの質問が出ています。同じような答弁になるところがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

最初にちよつと説明を申し上げます。今、未来を担う子供たちが過ごす半分が家庭、半分が学校であるが、近年その半分の学校教育現場にいろんな変化がある。旧来の過度の詰め込み教育、受験教育からのゆとり教育への移行、すなわちゆとり社会への流れを教育現場にもと、そういう流れだというふうに思ひます。知識や技能を単に教え込むだけでなく、基礎基本からの教え、生きる力をはぐくむことができるようにというゆとり教育への転換だというふうに思ふところであります。しかし、その方針がとられたのもそう昔ではございませぬが、今また過度の教育の学力の低下が懸念されること、不登校の増加もあり、見直しが進められています。

いわゆる学校教育には、学力の向上、勉強もできることは大切なのでありますが、豊かな人間性、健康、体力、いずれも欠かすことはできないわけでございます。さらに、そこに一番重要な家庭教育、地域からの教えがあり、人間形成が図られるものと考えるところであります。いわゆるよき教育とは、家庭、学校、地域の一体性が欠かせないわけで、私自身もそのように理解をしております。そこで、そのような中で、きょうは学校関連のこと、地域からの支援の関係、協力関係について、4点にわたりまして質問をしたいというふうに思ひます。

最初の1番目としまして、今年の夏は非常に猛暑日が多く、連日熱中症関係の事故報道が続き、この異常な暑さ、猛暑は9月になってもおさまらない。きょうは特別大分涼しくなりましたが、何か週末からはまた暑くなるというふうなことでございます。この記録に残るような暑さの原因は、いろいろな要素があるというふうに思いますが、高齢者、子供には非常に厳しい、通常の生活でも命を左右する場合が出てきております。

そのような中、子供たちは2学期が始まったわけでございます。教育現場の暑さ対策、野外の運動等の安全確保は最優先と考えるわけですが、対応をお聞きいたします。

2番目としまして、学校ファームは県が平成20年度からモデル的に始め、21年から本格スタート、23年には県内すべての小中学校にみどりの学校ファームの設置、推進としています。農作物を育て、食することを通じ、食物の大切さを学び、生命や自然への理解を深める教育は大変重要だというふうに思いますが、当町での進捗、事業意義をどのようにとらえるかお伺いをいたします。

3番目としまして、町ではいじめ、不登校の防止としてさわやか相談員、各校の実態に応じた支援員、補助員の配置を進めている。平成19年度からは、相談員による全生徒との面談、保護者との連携も事業評価報告書にございますが、その後の現状、事業評価、対策全般をお伺いしたいというふうに思います。

4番目としまして、前にも一般質問で行いましたが、こども110番の家の事業について聞きます。事業は犯罪の抑止、子供たちの安心安全通学に欠かせないものとなっている。評価報告書によると、現状調査、啓発看板の事情に合わせた新規設置、交換とありますが、協力者あつての事業でもあり、大変な面もあると思いますが、どのようなことになっているかお伺いをいたしたいというふうに思います。

以上、4点でございますが、答弁のほどをよろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)についてを加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、小項目(1)教育現場の暑さ対策、野外運動等の安全性確保の対応はについてお答えいたします。

小中学校の2学期が始まりました。お話しのように、今後も厳しい残暑が予想されます。学校管理課に置ける熱中症事故のほとんどが、体育、スポーツ活動によるものです。教育委員会では、2学期開始前の8月25日付で小中学校、幼稚園に熱中症事故防止の徹底について、教育長名で通知をし、事故の未然防止についてお願いしました。

主な内容は、1点目は屋外での運動、スポーツを実施する際の対応、2点目は水分補給などの健康管理、3点目は児童生徒の健康観察と保護者との連携、4点目は緊急時の組織的対応、5点目は健康教育、この5つの観点で対応、指導について各幼稚園、各小中学校にお願いをいたしました。

2学期当初は、学校と連絡を密にして実態の把握をして、事故の防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(2)について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 質問項目1の小項目(2)の学校ファームの当町での進捗、事業意義をどのようにとらえるかにつきましてお答えをさせていただきます。

学校ファームは、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命、自然、環境、食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることを目的にした学校単位に設置する農園であります。

当町の進捗であります。小学校が昨年度より、中学校が本年度より、本制度にのっとり事業推進が図られております。また、学校ファームを支援する目的で、嵐山町みどりの学校ファーム推進協議会を本年6月に設立いたしました。

具体的な取り組みですが、小学校においては田植え、稲刈り体験活動のほか、菅小、七小につきましては、校内の圃場を利用した取り組みを、また志賀小学校では地域の指導者に協力をしていただきまして、大字志賀地内の畑を借りてジャガイモ、サツマイモなどの栽培に取り組み、ジャガイモについては約198キロの収穫があった旨の報告が私どもに寄せられております。さらに、この秋、サツマイモの収穫時には、指導者の方々を招いて収

穫祭も予定するというふうなことでございます。

中学校においては、両校とも校内圃場において産業振興課の支援を得て、種まきから収穫までの一貫した農業体験活動の取り組みを行っております。農業体験活動は、ご質問の中にもありますが、生命、自然、環境などについての学習効果や食物への関心と感謝の気持ちが高まるなど、意義深く重要な事業であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(3)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小項目(3)さわやか相談員の活動の現状、事業評価、対策全般についてお答えいたします。

さわやか相談員の活動状況につきましては、21年度も引き続き全校生徒との面談を実施し、個々の生徒の実情の把握や人間関係の構築に努め、相談件数も増加いたしました。また、町教育委員会のスクールカウンセラー、各校の教育相談員、さわやか相談員、指導主事合同研修会に参加し、資質、指導力の向上に努めております。

次に、事業評価ですが、1点目は、相談室だよりを発行するなどして、生徒、保護者との連携が強化されたこと。2点目は、小学生の相談の受け入れを行ったこと。3点目は、相談によるいじめ、不登校解決に成果が見られたことなどが挙げられます。

最後に、対策全般につきましては、いじめ、不登校防止にさわやか相談

員の果たす役割は今後も大きいものがあり、特に小学校の不登校解消対応は喫緊の課題でございますので、今年度さわやか相談員が各小学校に定期的に出向いて、児童や保護者の相談を受ける仕組みをつくりました。

今後も身近で気軽に相談できる相談員として、担任との連携、生徒との信頼関係を深め、相談活動の充実が図れるよう教育委員会としても研修の充実や情報提供に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(4)について、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 質問項目1の小項目(4)、子供 110番の家についてお答えさせていただきます。

平成 21 年度より新たな設置へ向け取り組みを始め、緑色の新しいプレート 680 枚と看板 10 枚を作成いたしました。平成 22 年度は、10 月に行われる予定の嵐山町PTA連絡協議会理事会へお願いして、設置の協力をお願いしていきたいと考えています。そのほかにも区長会など各団体に協力をお願いしてまいります。今までの古く傷んだプレートの交換と、新たに多くの家庭への設置を目指して取り組んでまいります。

今後の予定といたしましては、10 月から 12 月までの設置完了を目指して進めてまいりたいと考えております。

看板につきましては、町内でプレートの設置が見られない場所や、小川警察署などのアドバイスなども受けながら設置場所を検討して進めていく予

定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、(1)番の子供たちの猛暑対策というか熱中症対策ということで、いわゆる暑さ対策ですが、そのようなことについて答弁をいただきました。

何としても非常に暑い夏でございまして、先生方も非常に、どのような状態になるのかというふうに苦心なされているところも随分あるというふうに思います。それで、通常、小学校、中学校といった公立の場合は、エアコンなんかはほとんど設置されていないのが現状だというふうに思います。設置されているのは、学校の中でも特別教室なんかはあるのではないかなというふうに思うのですが、私は嵐山町の中の現状はよくわかりませんが、各学校で設置されているのは、職員室以外にどんなところがあるのか、まず最初にちょっとお聞きしたいというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小中学校ともエアコン設置というのは、職員室、事務室、それからパソコン室、それから保健室、これが共通して設置しております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 特別教室というか、そういうところには使われてい

るのだという話を聞いたことがありますから、今お聞きしたわけなのですが、そういう何か特別教室的なところを交換でというか、小学校の場合に1日のうちにその特別教室を使うときがあればそれでいいでしょうけれども、きょうはそういう特別教室を使うときがないと。それで、1つの学校にそういうところがたくさんあるわけではないでしょうから、皆さんが全部使うというのはなかなか無理だというふうに思うのですけれども、定期的にだれでも使えるように、特別教室であるけれども定期的に、交換的にその場所を使うというようなことは、お考えになったことはないでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 各学校の実情に応じてそれぞれ工夫をされていると思いますけれども、例えばパソコン教室というのは機械の維持管理だとか、ほこりが入ってはいけないとか、そういう空気コントロールがありますので、自由に使えるというわけにはなかなかいかないと思いますけれども、各学校でそれぞれの状況に応じて工夫して使用するということは構わないと思います。

新しくできた嵐山幼稚園も、おかげさまでご配備いただいて、全体の集合室にはありませんけれども、各教室4クラスにはエアコンをつけていただいております。残念ながら小中学校は、今申し上げたような状況でございます。おかげさまでPTA等のいろんな配慮で、各小中学校とも扇風機などつけていただいておりますし、また中学校の武道場には大きな扇風機等で柔

道、剣道の対応をしております。それが現状といえれば現状です。あいているところを使うということは、やぶさかではありません。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) この短い時期ですから、エアコン設置はどんなものなんでしょうというふうなことは、私そこまでは思っていないんですが、国だとか県の補助はあるというふうなことは聞いています。どのくらいの補助率なのかということとはわかりませんが、将来的に少しでも部屋にエアコンの設置等をふやしていくお考えはございますでしょうか、お聞きしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 つけていただければ全部つけていただきたいのですが、すけれども、町の財政状況等も勘案して、町と相談して、お願いできる時期、状況になりましたら、ぜひお願いしたいと存じます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そういう時世なのではないかなというふうに、家庭にいればほとんど、昼間外で遊ぶ以外だったら、家の中で、大抵涼しいところで過ごしています。そういう時代なのではないか、できたらそういう傾向に進んでいくのがいいのではないかなというふうに思います。

それができなくても、よく今七小の学校の芝生化、この間実施されました

ですが、そのほかに今はやりの緑のカーテンだとか散水によって、水まきですよね早い話が。それで温度を下げると。そのようなことも学校では行われているのでしょうか、ちょっとお聞きできればと思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いろいろ学校で工夫しているのですけれども、立地条件によってなかなかうまくいかないところもあります。3年前には菅小で緑のカーテンをお願いして、フーセンカズラでやってみたのですけれども、夏とにかく枯れてしまうというか、維持管理だとかで、多少は育ったのですけれども、実験的にやったことがございます。七郷小みたいに学校自体が緑に囲まれていて、しかも今回ご配慮いただいて芝生化している。やはり2学期になりましたら、校舎の中の温度と芝生化したところの温度をはかってみたりしながら、どこがどう違うのか検証していくのも、これからの芝生化に向けて必要なのかなと考えています。

幼稚園というお話もございましたけれども、全面というのは難しいのですけれども、できる部分から、やはり芝生化は子供たちの遊ぶ場を広げる、活動範囲を広げるという点でも必要だと思っておりますので、七小をひとつ土台として検討させていただきたいと考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 最後に、ちょっとこの暑さの関係でお聞きしたいの

ですが、外の運動というのがございます。幼稚園でも園庭、小学校でも校庭、また中学校なんかになりますと部活動等いろいろあり、かなり無理をして運動することも多いと思います。そのようなときに、教師の見守りといったらおかしいのでしょうかけれども、指導というものは、多分におろそかになることがあるというふうに思うのですが、本校の中学校だけでも結構ですが、部活動の指導というものについてはどのようになされているのか。いわゆるその暑さの対策だけでも結構ですから、ちょっとお願いできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 学校管理下でありますので、教員の目というお話がありましたけれども、全部責任は学校にありますから、教員はすべての教育活動について児童生徒の行動に目を配らせるというのは当然であります。ましてや、こういう暑い状況でございます。各学校の取り組み、この暑さに対して2学期当初からこんな取り組みをしております。部活動においては、2時間活動した際には、2～3回の休憩をとるという決まりをつくる。そして、水分補給をさせる。グラウンドの部活動は、帽子を必ず着用させるとか、あるいは始業式の際に、とにかく部活動のあり方について校長の講和で、まず2学期の当初にお話をしているとか、それから異常な状況が生じるおそれがあることを想定して、毎朝の健康観察をして、そしてちょっとでもぐあいが悪い者に

については保護者と連絡をとって部活動を休ませるとか、そういう細かな指導をしております。

結構教員に関しては、この暑さ対策については、菅谷中学校は体育祭は終わりましたけれども、玉ノ丘中学校は今度の土曜日が、私も行きますけれども、文化祭、合唱祭なのです。これ体育館です。それでその後、今度は体育祭がございます。全国の状況によりますと、暑さでそういう学校行事を中止したところもあるなんていう報道もありますけれども、きょうこういう天気ですから涼しくなることを期待しているのですけれども、そういう緊急事態に対応できるような、そういう対応も必要だと思います。

部活動で事故が起こっても、組織的に救急態勢に入れるような、そういう危機管理マニュアルもつくっておりますので、部活動においてはそういう対応をしていきたいと考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 大変重要な説明をいただきましたので、ぜひ責任は学校にあるのだというふうなことをよく考えていただいて、間違いない授業がしていただければというふうに思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。学校ファームの関係でございますけれども、学校ファームにはもちろん、志賀の場合なんかですと、しかもむらさんが一生懸命協力してやっていただくというふうなことで聞いています。ほかの学校についても、ここに今答弁をいただいたのですが、携わっている

人が学校ファームのボランティアさんというのは、大方どのくらいの方数が現在いらっしゃるのでしょうか。各校全部まとめた数字でも構いませんが、よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、地域の方どのくらい携わっているかということですが、まず田植え、稲刈り体験、これは町の営農組合のほうにお願いするということと、鎌形の個人の方をお願いしております。

田植えを今年私も1カ所見に行ったのですが、大体5～6人から7～8人ぐらいは来てくれているかなと。鎌形の個人の方はまた1人別なのですが、営農組合の方はそういったような人数がお手伝いをさせていただいているかなというふうに考えております。

それから志賀小学校、先ほど来からちょっとお話をさせていただいております志賀小学校につきましては、地元の農業委員さんほか5名ということで、6名の方がお手伝いをさせていただいていると。私どもで今把握しているお手伝いをさせていただいている方については、以上のような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 答弁書の中にあるとおり、6月に推進協議会が設

立されたということでございまして、時間的にもまだ幾らもたっていないわけで、それで県のほうも平成 23 年度から本格スタートということでございますから、準備段階というふうなところかなと思うのですが、志賀小の対応していただいているような学校から少し離れたところに農園をつくるというのが理想だというふうには思うのです。他の学校でも最終的にはそのようなことを目指しているのか、ちょっとお聞きできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 志賀小学校につきましては、昨年度から始まったということで最初に答弁させていただいたのですけれども、そういった経過の中から結果として生まれてきたのが畑を貸していただけると。そして、ボランティアのほうもしていただけると、こういうふうな状況でございます。

そういった中で、ほかの学校もというふうなことはありますけれども、こちらについては、各学校の考え方もありますので、その辺をお聞きしながら、学校のほうでそういったようなお考え等があるようでしたら、私どもといたしましても産業振興課さん等とも連絡をとりながら、そういった方向で支援をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 大々的な事業になっていくというふうに思うので、

最初にお聞きしたように学校ファームのボランティアさんが充実してこないと非常に難しいかなというふうに思うところがございます。

ただ、子供でも大人でもそうですけれども、自分で育てたものを食べられるというのは、そんなにおいしくなくてもおいしいというふうに感じるところが非常に多いので、菅谷中学校で大根をつかって、それで収穫祭かそれとも給食に回ったのかわかりませんが、そういうふうな食べる機会というのが、うんと大切だというふうに思うのです。

子供のやることですから多少、そんなに大した、全部が全部できたというふうには思いませんけれども、草をむしったり作物を育てるというのは大変なのだという、そういうふうなところからも、ぜひ給食のほうにどんどんそのものが回るようになればいいなというふうに思うのですけれども、現状と今後はどのように考えているか、ちょっとお聞きできればというふうに思うのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 収穫をして、そしてそれを食べるというのは非常に意義があるかなというふうに思っております。

それで、まず現状についてちょっと申し上げてみますと、先ほど来申し上げます米のほうですね、こちらについては営農組合ともう一方、農家の方から指導していただいているのですけれども、センターのほうでこの営農組

合ないし個人の方から、玄米で昨年度約300キロ購入をいたしました。キヌヒカリと彩のかがやきなのですけれども、これをほかのものと同様に毛呂山のほうに持ち込みまして精米等をし、炊いて、2日間提供をさせていただきました。それがございます。

それから、先ほど議員さんのほうからお話しありましたように、菅中のほうで大根また白菜、こちらが給食のほうへ提供がございました。ちょっとこちらは量が明確でないので申しわけないのですけれども、こちらも2回ほどに分けて提供がありました。いただいたものだけでは足りないわけですが、野菜の一部としてこちらは利用させていただいたと、こういうふうなことがございます。

さらに、先ほど来お話ししています志賀小学校、こちらは先ほどジャガイモが198キロというふうにお話ししたのですけれども、これを持ち帰りまして、ふかして食べたり、サラダあるいはマッシュポテトにして、いわゆる料理にして食べたと、こういうような報告もいただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 大変いい方向に進んでいるのではないかなというふうに思います。やっぱり食物の大切さというのは、そういうところから出てくるのだと思うのです。食べ物、出されたものはなるべく残さないとか、そういうのはやっぱり自分で感じていかないと、大切さというのを自分で感じて

いかないとそういうふうになっていきませんので、ただ左から右へと、買った物であればそういう自分で物に対しての愛情はわきませんので、ぜひそういう辺のものを重要視して進めていていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

○藤野幹男議長 ちょっとすみません、長島議員。ここで暫時休憩したいのですが。

それでは、ここで暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時44分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行いたします。それでは、質問事項1の小項目(3)からです。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 昔からと言ったらあれですけども、今から10年か15年ぐらい前から、不登校という問題が随分いろんなところで聞くようになりました。特別な家の子供なのかなというふうに思っていたことがあるんですけども、そうではなく、人数も非常にふえてきました。そういうところから、さわやか相談員という制度ができてきたというふうに思っていますが、前は県が100%補助だったのです。ところが、市町村にも3分の1の負担を願

いたいということになっています。それに加えて、県のほうではスクールカウンセラーという制度をつくり、いわゆるさわやか相談員ですとか先生方の相談に乗るというふうな目的の方らしいですけども、スクールカウンセラーができて、よりさわやか相談員が生きてきたというふうにとらえたいのですが、そこら辺のところをお聞きできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 不登校という言葉は、昔は登校拒否という言葉が今は不登校ということですけども、これらは県としても大きな課題でありまして、相談体制の充実ということで県が100%、全国に先駆けて平成10年だと思えます、さわやか相談を設置した。しかし、さわやか相談員というのは身近で気軽に相談できるという相談、学校で教員という立場以外の人が出て、そこで生徒が気軽に相談できるということで、中学校全校配置ということで、全額県費負担だったのです。それが、財政状況だとかそういうことも踏まえて3分の1、これについて議会でご承認いただいて、全面的に負担ができて、嵐山町も2人置けるようになったのです。

ところが、生徒の悩みが非常に、心理的な面も加えて極めて複雑な要因、複雑な原因を持った不登校生徒が出てきたと。それに専門的に対応するには、さわやか相談員だけではなくて、臨床心理士の資格を持った専門的なスクールカウンセラーを各教育事務所に配置して、そしてスクールカウンセ

ラーが各市町村の中学校に回って、さわやか相談員の相談技術の指導をしたりとか、それから先生方の相談技術を高める指導をしたりということで、大変これは効果が上がっております。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 答弁書の中にも、中学生のほうの対応については効果が出たのか、減ってきていると。だけれども、私も評価報告書の中を見ましたが、小学生のほうがふえているのです。それで、これは私の実体験ですけれども、小学校のときに出してしまうと、中学にもそのままいってしまうのです、その形で。そうすると、家庭はその子供に振り回されるような感じで、一生その子供とつき合うような、そんな状態の家庭もございます。これは何とかしなくてはならないというふうに思うのですけれども、中学にいるさわやか相談員が小学校にもう一回行って、その家庭の父母と相談する。本人はまず学校へ出てこないでしょうから、家庭の方と、父母と相談するしか方法はないのだと思うのですが、そこら辺をちょっと、状態をお聞きできればというふうに思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 長く続くというお話ですが、確かにそうなのです。ちょっとした相談、ちょっとした指導ですぐ立ち直るというケースは、少のうございます。ですから小学校がふえて中学校が減ったというのは、現実的に中学

校3年生、不登校が卒業してしまえば減るのは当たり前です。加えて小学校がふえたきたと。これをまた中学校に引きずらないように、やっぱり対応していかなければいけないだろうというようなことです。そこで、さわやか相談員は今まで中学校に配置していたのが、もっとスタート時点の小学校の子供たちや保護者の皆さんが相談できるようにということで、嵐山町は今年からそのシステムをとりました。

相談件数がふえたのですけれども、電話による相談が去年1年だけで407回もあったのです。ですから、正面切ってお話しできないけれども電話ならできるという保護者の方もおります。家庭訪問も161件、去年訪問させていただいております。訪問することで、すぐあしたから登校できるということはありません。ただし、家庭訪問してお話を聞いてあげて、相談に乗ってあげることによって、保護者の気持ちが少し落ちついたりとか、ゆとりを持てる。そういうのもさわやか相談員の大きな役割です。

そういった意味で、小学校から中学校へ行く際に、やっぱり長く続くのだということで、昨年度から例えば菅谷小学校、中学校区生徒指導連絡協議会というのを立ち上げまして、さわやか相談員も含めて中学校の先生、小学校の先生一堂に会して、そういう生徒指導的な問題をお互いに情報交換し合う、民生委員さんも入っていただきましたし、警察も入っていただいております。そういう会を立ち上げました。その中でも、さわやか相談員は大きな役割を果たしていくのではないかなと、これも期待をしているところでござい

ます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 学校のほうでも、さわやか相談員、スクールカウンセラー、教師の方が一体になって真剣に取り組んでいただければ、減るといのはなかなか難しいかと思いますが、ぜひご努力をしていただければと。

本当に、先ほども申しましたですけれども、一生その子にかかりきりというふうなお母さんも今まで見てきていますので、ぜひ何とか対応して、早期に解決できるようにお願いできればというふうに思います。

それでは、4番目に移らせていただきます。こども110番の家の事業なのですが、前回というか、もう1年ぐらい前になるかと思いますが、質問をさせていただきました。そのときのご答弁だと、前向きに考えてやっていくというふうなことでございまして、報告書の中にも同じようなことが書かれていました。

協力者あつての事業でもありますから、そんなに右から左へ簡単にというふうには思っておりません。ぜひその看板を、今答弁書をいただいたように680枚製作したと。それで、看板は大きな看板のことだというふうに思うのですが、それを10枚作成したということですが、それはまだ全然設置はしていないのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

看板につきましては、答弁で申しましたとおり 10 枚作成いたしました。看板につきましては、まだ現在設置はしておりません。町内でこども 110 番の家の設置プレートの少ない場所、あるいは家などがちょっと遠ざかっている場所など、小川警察署の方のご指導をいただきながら適当な設置場所を考え、設置していきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私は、前にも聞いたかと思うのですが、そのようなもうこども 110 番のあれはかかっているのだけれども、実際そういうことが起きて、うちに対応できないのだよというふうなことを聞いたことがあります。それだったら、そのように役所にお話ししないとうまくないのではないですかというふうにお話ししたことがございますけれども、そういうふうにかえるときに、新たに 680 枚をするとき、これ全部取りかえるのだというふうに思うのですが、新規だけではないのだと思うのです。交換もあるのだと思うのですが、交換をするときのそういう意思表示のあれはなされるのかどうか、ちょっとお聞きできればと思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 今回製作いたしました 680 枚につき

ましては、交換に当たるもの、それからあと新規に設置するものを含めまして680枚というものでございます。

交換に当たりましては、その辺は今長島議員さんのほうからお話のありました点も含めまして、照会等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 680枚が全部新規のところだったら余計いいのですけれども、そういう関心を持っていただけるからいいのですけれども、対応できないところに張ってあっても意味がないので、啓発にはなるかとは思いますが、ぜひ実りあるというか、いい事業にさせていただくには、それを取り込んでいただかないとというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、大項目の2番に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 はい、どうぞ。

○4番(長島邦夫議員) 公共放送についてということで、大項目をつけました。地デジ放送完全移行まで1年を切りました。テレビを見て各種情報、公共放送を受信する状態があるにもかかわらず、いまだ地デジ受信のしにくい地域があります。また、特に受信障害がある場合は、難視聴地域として指定されて対策が進められていますが、町は現状を把握しているのでしょうか。ちょっとお聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、質問項目2の公共放送につきましてお答えいたします。

現在町内の難視地区は平沢の一部、鎌形の一部、根岸の一部、吉田の一部、勝田の一部の5地区が確認されております。難視地区は地デジ放送の受信が困難な方が総務省埼玉県テレビ受信者支援センター、通称デジサポ埼玉へ連絡をし、現地域内におけるデジサポによる調査で受信困難と確認されることにより、把握されるのが通常の流れとなっております。

町内の5地区につきましては、6月にNHK埼玉放送局、関東総合通信局の担当者が来庁し、地元区長に対してまして地デジ難視地区の状況や共聴施設整備等の受信対策について説明し、あわせて共聴施設の整備について地元での検討をお願いしたところでございます。

共聴施設の整備には国の補助制度が用意されておりますが、組合を設立する必要があることや、整備時の費用負担やその後も維持管理等の費用負担が継続することなどから、各地区での対応は明確になっていないものと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 再質問をさせていただきます。

町の大きくかわる事業ではないというふうに私も思っております。ですけども、大項目にあるように、公共放送ということが、テレビにはそういう重要な役目がございます。来年の7月24日でしたか、そこで地デジが映らなければ何かの対策を立てなければ、今のままだと地デジのテレビを買い、それでアンテナを立てたとしても見られないわけです。それだと、何か大きなことになってくるのではないかなというふうなことで今回質問したわけですが、難視聴地域とこれで5カ所載っています、私が計算しましたら、そこで165世帯です。運が悪いのだから、多分悪いのしょうけれども、うちの周りのところは非常に先行的にやった方が、地デジを見るのだということをやった方が、どうしても映らないということでデジサポのほうに連絡して、前にはうちの地区なんかは入っていませんでした。前から入っていたのは、この吉田、勝田の一部のところが入っただけで、その後これは地区が追加されたわけです。それで、新しい情報というのをネットで見ましたら、8月10日現在で世帯数を合計しましたら165世帯です。うちのところの植木山というところが一番多くて、60世帯だったと思います。でも、何とか見られる家もあるみたいなんですけれども、うちもやっていませんから何とも言えないのですが、そういう状況の中で実際そうなったときに、問い合わせをするのはデジサポのほうに行くのしょうけれども、町はそこまでそういうのを把握していなかったのか、何とかしなくてはいけなかったのではないかなというふうなことが当然出てくると思うので、町としても少しは、状況だけではなくて、今こ

の答弁書にありますけれども、地元の区長さんのところに行ったのでしょうか、そういう対策ということになるから、地元の区長なんかにはそれがはっきり理解されているのかどうか、お聞きできればというふうに思いますけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

先ほど6月28日の日にNHK埼玉放送局、そして関東総合通信局、このところから参りまして、先ほど申し上げた区の区長さん、難視地区の区長さんのほうにご説明を申し上げました。そのときに共同受信施設新設のご提案ということで、このような現実的な提案書をすべてのその難視地区の区長さんにお渡しをいたしました。例えばこれで鎌形の例を申し上げますと、共聴アンテナの関係ですが、鎌形は先ほど60世帯というお話がございましたが、60世帯の共聴施設新設に必要な想定危機と経費というようなことがこの中に載っております。それで概算のお金が出ているのですが、鎌形地区で申し上げますと、60世帯で2,840万円ほど費用がかかると。それを新設するわけですが、そのうち総務省、国の方が助成が1,893万円、そしてNHKの助成というのがありまして、各世帯の費用が1万4,000円を超える場合、これにつきましては7,000円を差し引いた残りの経費、これはNHKが助成すると。1世帯当たりの限度額が10万円。当然10万円の限度

額になりますので、60世帯の10万円で600万円。そうしますと、残高が347万円、347万円を60世帯で割りますと、1世帯当たりの負担が5万8,000円と、そういう形になるわけでございます。

それで、これですべてが終わりかと申しますと、それだけでは済まないわけございまして、この補助金をもらうには、先ほど申し上げたように組合を設立してもらわなくてははいけません。さらに、共聴施設の維持管理をする、そういった費用というのが当然必要になってくるわけございまして、その費用の概算もこれ出ております。その費用の概算が、例えばこれを25年で回収するとしますと、年間の必要経費、これには電気料でありますとか故障修理時の日常の保守ですとか、定期定期的な改修費用とか、電柱の強化費用とか一切含めまして、年間の必要経費というのが、鎌形地区の場合は101万円かかるだろうと。そうしますと60世帯、先ほど申し上げましたが、年間1世帯当たり1万7,000円、月額にいたしますと約1,400円は積み立てていかないと、最終的な25年で回収するときには間に合わないのではないかと。そういう具体的な提案がこの場でなされました。

さらに、例えばこれで共聴施設新設をする場合には、こういう形がありますよと。最終的にお話がありましたけれども、難視地区の中でもすべてが映らないわけではなくて、ある程度映るチャンネルもあるという方もあるので、なかなかその辺がまとっていかないのかなというふうに思っております。

最終的にどうなるかと、組合ができなかったらどうなるかということでござ

いますが、まず2つの方法がありまして、1つは光テレビというのがあります。光テレビの契約をしていただく。まず、光の回線がご自宅に入っていれば、その光の回線プラス光テレビの基本料というのが1,500円ぐらいかかるそうですけれども、それがプラスをすればテレビが見られると。もう一つは、フレッツテレビというのをよく宣伝をしていますが、フレッツテレビというのが番組の提供エリアから嵐山町は外れているので、東松山市まで来ているそうですけれども、その場合にはプラス682円を足せばフレッツテレビというので見られるということなのです。嵐山町はそうではないので、光回線の基本使用料プラス1,500円の光テレビの基本料を払ってテレビを見ると、それが一つの方法です。

それともう一つは、もう一つはというか、これは暫定的な措置でございますけれども、アナログ放送は先ほど議員のご指摘がありましたように2011年の7月24日の正午で終了するわけでございますけれども、これが共聴対策ができなかった場合、暫定的な対策といたしまして、難視対策衛星放送、これを実施するということです。これはBS放送で見るということでございまして、これは暫定的な措置と申し上げましたけれども、期限が限られておりまして、平成27年3月31日までと。今年の4月からもう始まっているのですが、5年間だけはその衛星を通じてアナログ放送で難視の地区の方は申請をしていただければ見られますよと。難視地区に指定されていないとその衛星放送も見られないのですけれども、ただそれに係るいろんな、例えばアンテナ

ナですとか、衛星放送を見るにはある一定の機器が必要ですから、それについても無料で貸与しますと、そのような形になっています。

町もいろいろな広報、例えばホームページのバナー掲示をしておりますし、広報紙ではある程度定期的にお知らせをしております。また、この終了に関しましては、今テレビ放送の画面の下ですね、ごらんいただいているアナログ放送は2011年7月に終了いたしますというふうに出ております。

そんな形で、ある程度皆さんの認識の中にはそういうようなことがあるのだらうと思いますし、町としてもそういうお知らせ、広報、あるいはホームページ上でお知らせ、そして地デジの相談会の回覧をこの間回しましたけれども、そういった形でお見えになっている方もいらっしゃると思います。

いろいろ長々と申し上げてしまいましたけれども、そういうような方法で、町としてもいろいろ地デジのことに関しては情報提供しているような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 非常に大きな問題になってきてしまうのだなというふうな感じをしています。

いろいろ対応は、いわゆる衛星放送で見ることでもありますよ。地デジが難視地域に指定されると、いわゆる双方向のデータ放送はできないのだけれども、放送は見ることはできますよと。そのようなことでありますので、その

地区に当たったのが運が悪いのかなと、そんな感じがしておりますけれども、とにかくテレビを見る方はいろんな方がいらっしゃるわけで、若い方はそれなりにこういういろんなものを調べて対応することもできますでしょうから、高齢者の方だとかテレビの子守りみたいな方もいらっしゃるわけなので、ぜひ丁寧な、どうしてもだめだったら戸別訪問もあるというふうなお話ですから、町に話がありましたら、ぜひ対応してやっていただきたいというふうに思います。

最後に1つお聞きしたいのですが、今この役所の中なんかでさっきちょっと確認をしましたが、非常によく地デジが映っています。町もいろんな各施設がありますが、そこに地デジのテレビも最近購入もできました。映らないところはないと思うのですが、確認のためお伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

公共施設の中で映らないところはないということでございます。

○4番(長島邦夫議員) どうもありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号7番、議席番

号7番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の文化財の保全管理と所有権についてからお願いいたします。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 7番、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、文化財の保全管理と所有権についてでありますけれども、町内には多くの文化財、寺社などの建物、野仏あるいは道祖神、庚申塔あるいは石碑などが点在しておりますけれども、新道建設や道路変更によって時節の中でやぶや堆積土に埋まって歴史の中に忘れられているものがたくさんあるというふうに思っております。保全管理についてお伺いいたします。

①といたしまして、旧道あるいは国、県、町道の端にある歴史的価値のある石仏や石塔は、どのくらいの数が点在しているのか、お伺いしたいと思います。

それから②でありますけれども、石仏なり塔なりは、建立したときの寄進者の名前があるものが、これは土地の転売や何かによって、または境界の移動などによって、所有が変わってしまっていて放置されているものもかなり見受けられるだろうというふうに思っているのです。こういう場合の所有権はだれのものとなるのか、文化財の所有の時効というのはあるのかどうか。あるとすれば、個人所有でないものの管理はどのようにされているのか。公管理

でこういうものをしていく場合には、憲法の 20 条に抵触することがあるとすれば、どんなことがあるのかお伺いしたいと思います。

それから3番目で、蝶の里公園鎌倉街道付近にある古墳群は、どのような保全管理がされているのかお伺いしたいと思います。

それから、今町ではどのくらいの文化財を所有、保全管理しているのかお伺いしておきたいと思います。

歴史ある特別なものについては、嵐山ハイキングコースなどの観光案内マップ、史跡マップに載せて、観光に役立てられないかどうか、そのこともお伺いしたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えします。

質問項目1の小項目①、旧道、国、県、町道の石仏、石塔の数についてお答えいたします。石仏、石塔ということでありますと、近世江戸時代から現代までのものを中心に、博物誌編さん事業の一環で悉皆調査を実施しております。その結果、道路の傍らに限らず町内に 840 基余りの石仏、石塔が確認されております。報告書は平成 15 年に刊行し、議員の皆様にも配付しております。こちらがそうなのですけれども、嵐山町の石造物1ということで、こちらが刊行されております。

このうち、現在6件の石仏、石塔群が平成 16 年度に町指定文化財に指

定されました。

続いて、小項目②、石仏、石塔の所有権についてお答えいたします。近世以前に建てられた古い石仏、石塔の場合、建立当初の権利を現代に当てはめられないものもあります。その場合は、基本的には石仏、石塔が建てられている土地の現在の所有者に所有権があるとみなしています。

講中などのように、集団で建立した石仏、石塔は、近世から現在までの同じ家々の子孫たちが受け継いで供養を行っている事例もあります。鎌形の平地蔵などです。しかし、寺社地や道路敷などの公共の土地にある石仏、石塔で建立者や現在の権利継承者が不明なものについては、檀家や氏子などの共同管理や寺社、自治体などの所有管理となっているものもあります。

文化財の公管理に関し、憲法 20 条に抵触することはありません。また、仮に文化財の指定を受けた石仏、石塔であっても、憲法や文化財保護法では、国や公共機関以外の個人等の行う祭りや供養等の宗教行事を禁止しているものではありません。

続いて、小項目③、蝶の里公園内の古墳群の保全管理についてお答えいたします。蝶の里公園は町所有なので、古墳群(町指定山王古墳群)は町の所有管理となっています。土地に構築された文化財(史跡、埋蔵文化財)については、現状のまま保存することが基本です。ここは蝶の里公園にありますから、文化財としての古墳の公開、活用は行っておりません。古墳

の特色は、7世紀後半の群集墳であり、同様の特徴を見せる古墳には、同じく町指定史跡稲荷塚古墳があります。文化財としての公開、活用は稲荷塚古墳で行っております。

続いて、小項目④、町の文化財所有保全管理についてお答えいたします。町には、国、県、町の指定文化財が48件あります。もとより、文化財とは国民共有の財産であります。そのうち5件は町が所有管理し、1件は県が所有管理しています。また、指定文化財については、個人所有であっても文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、嵐山町文化財保護条例の規定によって、保全管理の対象であります。さらに、町内に所在が確認されている195カ所の埋蔵文化財包蔵地に関しましても、文化財保護法によって保全管理が行われております。

続いて、小項目⑤、文化財の観光への役立てについてお答えいたします。観光案内マップにつきましては、嵐山町観光協会が発行しているパンフレット「嵐山町」がありまして、その中でも町の史跡やハイキングコースなどが紹介されております。こちらが発行されている観光マップ「嵐山町」でございます。

史跡マップにつきましては、48件の指定文化財を写真と解説文で紹介し、埋蔵文化財包蔵地などの位置を地図に示したパンフレット「嵐山町の文化財」を発行し、窓口で無償配布しております。こちらのほうが、「嵐山町の文化財」のパンフレットでございます。現在発行しているパンフレットを活用して

いただければ、観光のほうにも十分役立てられるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 質問させていただきますけれども、2番目の文化財の所有権について、歴史の中で所有者が何回もかわってしまっていると。最初の持ち主や建立者が既にわからないものについて、公管理をしているということもあるのだろうと思いますけれども、あるいはものによってはそれぞれ地域で、あるいは寺社なりそういうところでやっているというお話でございますけれども、例えばそういう石仏などがいつの間にか盗まれてしまっていると、盗難あるいは紛失というようなものもあるのだろうと思いますけれども、こういう記録の登録をされたことはありますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 そういった記録というものはないと思います。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 日本人の心として、神仏なんかにかかわるものの移動は、よく祭祀をすることが多いわけでありましてけれども、先ほど言いました憲法の問題で、官が行うことでここでは問題ないような回答でありました。

例えば建物や公共物などを建てる場合は、起工式なんかで地鎮祭などの祭事を行っているわけでありましてけれども、これはある程度許されている行為だというふうに私も考えているわけでありましてけれども、例えば町に文化財が委託されたり寄附されたり、あるいは町で管理しなければならないものについて、例えば新たなものに対してのそういう問題については、町で一つ一つ検討しながら対応してやっていっているものなのではないでしょうか。そのところをちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 新たな文化財の指定につきましては、町に文化財保護審議会というのがありまして、こちらのほうに教育委員会のほうで諮問いたしまして、そちらのほうで協議をいたしまして、新たな文化財等の指定を行っております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 例えば確かにここは昔の道だったと、そのところにあった例えば石塔婆なり、あるいは先ほどもありました石仏なり、あるいは庚申塔なりというものが、昭和の初めごろまではそれぞれの地域なんかでいろいろと対応したり、あるいは守ったり、祭祀も行ったという形もあったろうというふうに思っているのですが、先ほどの道路や何かが何回も何回も変わってくると、そのものがいつの間にか忘れられた状況になってき

て、やぶの中に埋まってしまっているような状況。それが、確かに文化財マップや何かの中ではありますよという形なのですけれども、実質的には全く保全管理がされてない状況のところもあるわけです。

実は、先日も私はちょっと調査に来た人に聞かれたのですけれども、私の住んでいる平沢地区というのは、平沢寺の関係を含めましていろいろなものがあるわけです。それは、吾妻鏡等に載っている文書か何かを調べて、関東の中でも嵐山、とりわけ菅谷館跡の問題、それから平沢の平沢寺の問題等も含めて、それなりの価値観を持って歴史的に調べたいとかいうものがある、地域的にも来ているのですけれども、場所もわからないいろいろなものがわからないと。

私がちょうど庭先にいましたら、ちょっと聞きたいのですけれどもと聞かれたのですけれども、どこにあるのでしょうかと言われて、ここにありますよということを使ったのですけれども、全くそこにもう入れないと。そのものを調べてきて、どういう関係なのですかと言ったら、やっぱり江戸時代までに建てられた、そういうものに対しての個人的な調査を始めているのですけれども。嵐山町では一番古いものらしいのですけれども、どこなのでしょうかと聞いたので、案内したのですけれども、既にそこはやぶの中なのですけれども。

かつては、私のところでもそこを管理していたことがあったのですけれども、道路や何かの関係で国道が何回もつくりかえられたものですから、全く今はもう上のほうになってしまっているという状況の中で、そういうものもあ

るのですけれども、石仏によってはかなり名があったのです。大体その地域の人たちが建立しているのです。だけれども、それも何代前の人建立したのか、その年代も入れてありますから、それをひもとけばわかるのですけれども、そういう面でいきますと、そういうものに対する管理上の問題、これが今後もいろんな問題出てくるのだらうと思いますけれども、所有権なんかの問題で、そこまでさかのぼれるのかどうか、ちょっともう一度その辺をお聞きしておきたいと思うのですけれども、どうなっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 所有権等の関係なのですけれども、所有権は年代も古くて、寄進者等の名前が全然わからない、そして現在どのうちに引き継がれているのかわからないというふうなものにつきましては、基本的にはその土地の所有者の所有というふうな形になっております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) その土地のものということになると、そこに名が打ってあるわけです、建立者の。例えば1人で寄附したもの、あるいは3人、4人で共同的に建立しているもの。それは、大体その地域の人の苗字、名前が書いてあるのです。それは、何代か前の人だらうと思うのですけれども。その人たちに、多分おまえの先祖だらうと、お宅の先祖だらうというふう

にして、お宅で管理したらどうだというふうにはなかなか言いづらいものもあると思いますし、何かがあったときに、例えば登記や何かの問題とかいろいろな問題が出たときには、それらの管理というのはその人にいくのかどうか、その辺のところをちょっと、私どももわからないのですけれども、そういう形では、そういうものについてはその地域の人が管理しなさいよと。町はそれをこういうものがありますよというだけのものに終わらせてしまうのか、あるいは町として、当然歴史の年代のものについては、町として管理していかなければならないだろうというものも出てくるのかなと思っているのですけれども、その辺のことをもう一度お聞きしておきたいというふうに思うのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 答えいたします。

先ほど申しましたように、古いもので、現在どのうちに引き継がれているかわからないものである場合には、先ほども申しましたように、現在の土地の所有者の所有ということになります。

仮に後ろのほうにというか、古い代の寄進者の名前がわかって、現在どのうちのものにつながっているというふうな系図がわかるようであれば、それは土地の所有者並びにそういう寄進した人たちの中で、そういった話し合いの中で管理していくのがいいのではないかなと思います。

それから、基本的に町指定の文化財もそうなのですけれども、これは所

有者の方が基本的には管理するというふうな形に、町指定の文化財もそうなので、そのような形になっております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) はい、わかりました。

古墳群の関係でありますけれども、今は稲荷塚古墳が一番、私どもが直接中まで見られるような形であるわけでありまして、かつては菅谷中学校のところから蝶の里の公園にかけて、相当多くの古墳があったわけです。戦後10年ぐらいまでは、あの辺すべて畑でありまして、その古墳だけがぽこっぽこっとまんじゅうをかぶせたような形、おわんをかぶせたような形であって、私どもも城、城と言ったのですけれども、よくあそこで遊んだり、私のおやじのときにはよく兵隊ごっことか戦争ごっこをあの前墳の上に立って、司令官だとか何だとかいろんなのを決めて遊んだという話も聞いたのですけれども、私なんかも結構そういう面ではやったのですけれども、大妻女子校ですか、あの学校をやるときに、あそこら辺の一带がかなりそういう面では発掘調査されて、平地になって、古墳がなくなって、今の鎌倉街道のところですべて古墳が移ってきて、あそこにあるのが稲荷塚とあそこなのですけれども、木が大きくなって、木はどんどんどんどん土を食っていくものですから、どんどんどんどん古墳の山が低くなっているような感じがするのです。

ちょっとこういうものがこの中にこうなのですよというのが、はっきりわか

らないような状況になってくると、一つの古墳群としては大事なもののかな
と思っているのですけれども、自然風化というのはこれはやむを得ないので
しょうけれども、ある程度その辺のところでの保全管理というのは必要なの
だろうと思いますし、学校の歴史、社会科歴史の中で、あるいは嵐山町のい
ろんな歴史の副読本の中で、どのような教材としてそれを後世に残すような
形で教えたりなんかしているのか、その辺もお聞きしておきたいと思うので
すけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 3の古墳群につきましては、蝶の里
公園の中にあるものですから、現状のままそういった保存をするというふう
な基本に立ちまして、現状保存という形で保存しております。

今、議員さんおっしゃられたように、いろいろ木が伸びたりとかそういう点
もあると思いますけれども、特に学術的だとかあるいは開発とか、そういう
関係で発掘する以外につきましては、現状のまま保存するというのが基本
になっております。

それから、子供たちにどういった形で教育のほうに役立てているかという
のは、ちょっと申しわけございません。具体的に承知していませんので、す
みません、よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そういうものが嵐山町の中に歴史としてはありますよという形を、行田にあるああいう大きな古墳とは違いますけれども、6~7世紀のものがそういうのであると。嵐山町にもこれだけの古墳群がありますよという形では、古墳や何かのものというのは、土なものですからどんどんどんどん風化していくと。古墳の種類にはいろいろとあるのだろうと思うのですけれども、物見塚だとかあるいは一里塚だとかそういう形、あるいは人間をそこに葬ったとか、そういうものもいろいろと出てきているのだと思いますけれども、そういうものについてはやっぱり今、古くなってきているものをどういうふうに行っているのかちょっと私もわからないのですけれども、子供にとっては嵐山町の歴史の中では一つの1ページになっているのだと思いますけれども、今後考えていっていただければというふうに思っているのですけれども、ぜひこの史跡マップなりハイキングコースの中で、蝶の里公園の中にもこういうものもちゃんと存在していますよという形は、ぜひ示していただければと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 大事なことだと思います。

今稲荷塚古墳がありましたけれども、お話のように日本国中には古墳の種類だけでも前方後円墳だとか円墳だとか方墳だとか、いろんなのがありますし、嵐山にせつかく残っているので、そういうのは中学生と小学校の歴

史の中で出てきます。近辺の小学校、中学校では、見学を兼ねて参考にしていますし、またそういう古墳関係云々だけではなくて、歴史学で参考になる、例えば板碑ですね、こういったものも直接教科書にも出てまいりますし、また嵐山の小中学校では、人物としては木曾義仲と畠山重忠があれして、中学校の副読本として使っております。その中で、いろんな形の鎌倉街道跡ですとか、そういうものも載せてあります。地元の文化遺産に基づく歴史学習というのは一つのテーマですので、お話の提言を受けて、学校のほうで歴史学習を中心にして活用できるように働きかけ、また情報提供をしていきたいと思えます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、大きな2番に.....

○藤野幹男議長 河井議員に申し上げます。ちょっと休憩したいので。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時52分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員の一般質問を続行いたします。

申し上げます。先ほどの生涯学習課長の答弁の中で追加したい旨申し出がありましたので、許可します。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 答弁漏れがありましたので、申しわけございませんが、答弁漏れについて答弁させていただきます。

河井議員さん質問の小項目2の文化財の所有の時効はあるのかという質問についてでありますけれども、これについて答弁させていただきます。

文化財の所有に時効という制度はありません。

以上です。すみません、よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 よろしく申し上げます。

それでは、質問事項2のため池、沼地の保全管理についてからです。

河井勝久議員、どうぞ。

○7番(河井勝久議員) それでは、2のため池、沼地の保全管理についてお聞きしておきたいと思います。

町内には、小沼、ため池が多くありますけれども、農業の荒廃によって水利用がされなくなり、土砂や倒木で埋まり、荒れ果てております。里山、里地の美観に影響があると思いますけれども、今後どのように保全管理されるのかお伺いいたしたいと思います。

①、既に台帳整理後、大小の沼、ため池は、官地、個人所有を含めどのくらいあるのか。また、既に利用されていないものの推定数はどのくらいかをお聞きしておきたいと思います。

それから、②、水利用されなくなった沼地の水利権はどのようになるのか。

保全管理はどこが行うのかお聞きします。

それから、③といたしまして、すべてのものが防火用水として利用される目的となっているのかどうか。あるいはわき水などのある沼地は、飲料水として利用できるのかどうか。かつて私のところでも、昭和32～33年のころ新農村計画によって、わき水のある沼地が上水道として利用されたこともあるのですが、今それは全くもう埋まってしまいました。こういう関係で、町はわき水の数の把握はされているのかお伺いしたいと思います。

それから、④として、大きな沼やため池の堤や周囲を桜や花木などを植栽して観光利用に役立てないかどうかお伺いしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、2番のため池、沼地の保全管理、質問項目2、小項目1番の大小沼、ため池は官地、個人所有を含めどのくらいあるのか。また、既に利用されていないものの推定数にはつきましてお答えいたします。

ご案内のとおり、平成21年度の予算により、町内にありますため池について調査を行い、ため池台帳の整備を行いました。その結果によりますと、土地改良事業により設置された調整池を含め、全体で159カ所のため池があります。内訳としまして、嵐山町などが所有する官地の数が126カ所、個人が所有する(登記簿上が個人名義の場所)でございますけれども、ため

池の数が 33 カ所でございます。

ため池の主な目的として、言うまでもなく水田に利用する利水の確保で
あります。現在水利としては利用されていないと思われるため池の数は 56
カ所と推定されます。

続きまして、小項目2番、水利用されなくなった沼地の水利権はどのよう
になるのか、保全管理はどこが行うのかにつきましてお答えいたします。

水田に利用する水利として現在利用されなくなった沼地の水利権は、利
用されないだけで、そのまま残っていると認識しております。ため池の保全
管理につきましては、ため池の所有者及び水利として利用されている水利
権者が行うものと考えております。

続きまして、小項目3番、すべてのものが防火用水として利用される目的
となっているのか。わき水などのある沼地は、飲料水として利用できるのか。
町は、わき水の数の把握はされているのか伺いたいにつきましてお答えい
たします。

すべてのため池が防火用水として利用される計画とはなってございませ
ん。ただし、火災の発生などにより緊急的に消防水利として活用されること
があると考えております。

続きまして、わき水の関係でございしますが、町はため池にわき水の出る
わき水の数の把握はしてございません。

わき水などのある沼地は、飲料水として利用できるのかにつきましては、

ため池の水質調査をしておりませんが、そのままでは飲料水として利用するには適していないと思われまます。

続きまして、小項目4番、大きな沼、ため池の堤や周囲を桜や花木を植栽し、観光利用に役立てないか伺うにつきましてお答えいたします。基本的な考え方としまして、ため池の堤は保水能力を確保することが大きな目的であり、構造上からのり面や堤体の保護が重要であると認識しております。そのため、土の中に根を張る樹木などの植栽は行わない考えを持っております。また、ため池の敷地は、ほとんど水面になっていると認識しております。ため池の周囲は、のり面が侵食されていることが多く、ため池の周囲に植栽する用地はほとんどないと考えられ、桜や花木を植栽する考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、質問させていただきますけれども、利用されなくなった沼やため池、これは地域の特性を生かした池保全活動を実施しているところが、今いろんなところでふえてきています。

本来の機能であるため池というのは、かんがい施設、あるいは先ほどもちょっとお答えの中にも出ていましたけれども、防災自然施設として使われておったわけでありましてけれども、既に使われなくなったものを見直す考え方の問題なのだろうと思うのですけれども、1999年の食料・農業・農村基

本法の制定では、新たな農業の多面的機能の発揮や自然生態系や観光に配慮した基盤整備事業の実施などが盛り込まれたと思います。ため池も農業用かんがい施設や防災保全施設としての本来の機能に加えて、地域の景観、自然環境、親水空間、歴史的資源というような多面的な機能を評価した上で現状のため池、沼を管理していくことが示されていると思いますけれども、また生物の多様性や生態系保全も進められているところであります。これはブラックバスやいろいろなもので、在来種、外来種の問題も出てきているのですけれども、町はこういう形で利用されているところ、既に利用されなくなったところ等々は、どんな形で保全管理が考えられるのか。例えば仕分け、使われているところ、使われないところ等々を含めて仕分け等をしながら、保全管理が考えられるのかお伺いしたいと思いますけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、使われなくなったところの仕分けも含めてでございますけれども、1999年の農業構造改善の制度等のお話がありましたけれども、嵐山町の北部地域に七郷北部土地改良区のほかに馬内土地改良区、それから新沼下土地改良区等あったわけですが、現在は七郷北部土地改良区の中ですが、平成15年から平成21年にかけて嵐山北部農業農村整備事業ということで、新たにその地区につきましては排水と用水が一体化していたものを分けるというような形で整備をし

て、ため池として整備された地区もございます。

そのほかに、ご質問の点につきましては、里地、里山に、谷津田と言われるところの最上部にため池があることが多いわけですが、そのため池の保全管理というような形かと思えます。ため池の堤のところまでは、水利権者等が用水の確保のために排水路というのですか、用水路というのか、ため池から水を流す水路の管理までを含めて日々されているかというふうに思いますが、ため池の堤までもその水利権者が主にやっているというため池が100カ所以上あるかと思えます。

それ以外に、現在されていないというようなため池は、水の利用そのものがされていないのも大きな原因ですけれども、ため池に行くまでの道も荒れているような場所もございますし、ため池だけではなくて、その周囲の山林と一体化して荒廃しているというような原因がありまして、ため池ののり面が土でできている関係で、周りの山林に侵食されて、境もはっきりしないというようなため池もあるのではないかというふうな推測があるわけです。これにつきましては、土地の所有者の問題も含めて、なかなか現在の経済状況では管理が行き届かないのかなというふうに思っているところで、なかなかこのため池をどうに仕分けていくかというのもちょっと難しいかなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 保全管理の方法というのは、個人のもの、あるい

は官地のもので、難しい面もあると思いますし、その水の利用度の問題等も含めてあるのだらうと思いますけれども、今農業の荒廃で、あるいはいろいろな開発によって既に使われなくなっているため池が多くなっていると。

保全管理の方法ですけれども、現在のままで保全と、人工管理によってさらに保全管理していくという方法があるのだらうと思いますけれども、それはため池の形状形態で、平地の池田、あるいは谷池等で違ってくのだと思います。嵐山町もほとんどがこの谷池のたぐいが多いのだらうと思いますけれども、それは低い方に向かって堤をせき止めての形状化、そして堤のほうが深くなって上のほうが浅くなっているという。そういう関係でいきますと、先ほどもちょっとわき水の関係でお聞きしたのですけれども、すべて町はそのことについては調査をされていないようでありますけれども、今の中では、かなり上部の今もう全く山というところでは、そのところの谷に水がこけてきて、その池の中にたまっていく、あるいはそこがわき水化しているという形では、かなりきれいな水になっている。

上流域に田畑があるものや、あるいは宅地開発が進んでいるところ、ここについては全く、農業用の水なんかも入ってきますし、生活水が流れ込んでると。その生活水や何かが流れ込んでる、あるいは農業水が流れ込んでるところの池については、窒素、燐による富栄養化が進んでいるところもあるのですけれども、やっぱりいろんな状況の使い方ですとかいろんな形、これからも仕分け、池についてはこうしていきたいという、調整池も含めてなの

ですけれども、あると思いますけれども、それらがどんな形で状況把握がされているのか。

ある程度把握はされているのだらうと思いますけれども、例えばここは、いざというときには、ある程度滅菌や何かをすれば飲料水として使えますよとか、あるいは特別その防災時になんかついでに火災発生時なんかについては、即その中にポンプ車を入れられるとか、あるいは水が揚げられるとか。今いろんな困いや何かもしてあったりなんかして、なかなかそのところに消防車もつけられないような沼地もあるようなのですけれども、こういう関係によってどうなのでしょう。

それで、例えばある程度沼なんかについても、町としては水質検査等も行っているのでしょうか。昔は、沼で泳いだ人もかなりいると思うのですけれども、そういうので水質検査というのは、単なる今までの川だけの形でしているのか、それとも今後そういうものも含めてやっていくのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、お答えいたします。

水質検査の関係でございますけれども、花見台第一調整池、これにつきましては、以前は花見台の工業会のほうで水質検査をされていたわけですが、それがされなくなったということで、現在町のほうで水質検査をし

ていただいているということかなというふうに思っております。花見台の調整池以外は、特に水質検査を行ってはいません。

それから、ため池の火災等の防災利用でございますけれども、ラバー堰粕川流域にありますため池は、農業使用時にはラバーを立てて水をためておりますけれども、冬場につきましては、ラバーを倒して水を張っていないというような場所もあつたりしますので、火災発生時等は消防の方が常時、そのところにどういう水利があるのかというのをご理解していただいているのかどうかわかりませんが、あるものを使っていただくというような形をお願いするものかなというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 私も先ほどの中では、1999年の食料・農業・農村基本法の制定の中で、いわゆる現在あるため池については、地域景観を保つ、あるいは自然環境、あるいは親水空間、歴史的資源という形で、さまざま今後多面的な機能の確立をしていったほうがいいのではないかということとを申し述べたのですが、例えばその中で沼の景観というのは、かなり人間の心をいやしてきているのだろうというふうに思っているのです。

一方、沼の危険というのは、隣り合わせにあるわけです。水辺の利用では、さくやフェンスをつけたりなんかして防護もしているわけでありましてけれども、人を寄せる対応もまた沼としてできるのではないかと。それは、観光に

も一つ役立ってくるのではないかと思うわけです。

堤や何かに植栽をする、あるいは桜や何かをすとなれば、それは確かに根が張ったりなんかして、その築堤そのものが傷む可能性もあるのだろうと思いますけれども、既に下なんかの地域は、埋め立てられてしまったりなんかしているところについては、全くそういうものも現になくなってきているのかなというふうに思っているのですけれども、ある一定の大きさのところについては、やっぱり利用できるだろうと。そういう面では観光利用できるのではないかなというふうに思っているのです。

それから、やっぱり今山桜や何かが沼の周りにはかなり、これは里山そのものが放置されてしまって、かなり大きくなってきて、景観をかなり見られるようになってきているのです。私はいつも、仕事の関係で越生町のほうに行っていたときに鳩山町を抜けていったのですけれども、鳩山町に亀井小学校の先に沼が1つあるのですけれども、そのの堤に桜が植えてあるのです。かなり大きな桜で、2本ぐらいあると思うのですけれども、桜が咲くときに、そこにいっぱい写真を撮りに来ているのです。スポット観光として、やっぱり利用できる場所もできているのではないかと思うのです。

どうなのでしょう。ここ嵐山で、スポットになりますよというものを示せるかどうか、そういう地域的にはそういうところもあってもいいのかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

それから、例えばこのところで写真を撮れば一番景観的にはいいとか

という形での、あるいはそこでのイベントを開くとか、そういう形もとれるのかどうか。観光利用の問題で、ぜひ一つお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 ため池の多面的な機能も含めましてお答えしたいと思います。

深谷沼につきましては、予算をいただきまして今年度実施設計をしながら工事も進めていきたいという考えでおります。そういうところで、深谷沼の地域につきましては、その地域の特性がありますので、沼の整備ということだけではなく、水辺に親しむというようなことも考えて、沼の上流部のほうを水辺に親しめるように整備をしていきたいというような考えを持っております。危険性もありますので、防護さくすり手すりの整備を行いながら、深谷沼につきましては、そういう沼の整備をして、水辺環境に親しむというような環境整備を行いたいというふうに考えております。

それから、植栽を行って観光のスポットとかいうようなお話でございますけれども、堤体そのものに桜の木を植えるというのは、ちょっとどうかと思っておりますので、堤体以外に、例えばそのわきを並行して道路や違う堤体以外の土地があって、そういうところに桜の木を植える、公有地とかあるような場所があれば、それもいい方法かなというふうに思っておりますけれども、

観光地のスポットということになりますと、桜の木が大きく立派な場所で、それが大きく立派に見えるということで、やはり皆さんが訪れるのかなというふうにも思いますので、これから木を大きくしていくまでには、一つの例としてはちょっと時間がかかるのかなというような考えも持っております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 私も嵐山には景観を保つ、あるいは景観をアピールできる場所がいっぱいあるのです。やっぱり今トラスト地なり、あるいはときがわ、槻川を含めた景勝地、桜の名所、桜土手なんていうのもあるのですけれども、やっぱり嵐山全体に見渡して、沼、ため池等そういう小スポット地観光、これも一つの必要なものになっていくのだろうというふうに思っているのですけれども、今後いろいろと使われなくなった沼なり、そういうものも全体的に見渡しながら、利用価値があるところについては利用していくということをお願いしておきたいというふうに思っているのですけれども、ため池、それらの保全も含めて、これからも生態系の問題なんかもいろいろとあるのですけれども、環境問題もあるのですけれども、それはまた後の機会に回しまして、とりわけ使われなくなってきている、あるいは使われてもそういう関係では観光スポットに合うような景勝地をぜひ見つけて、沼、付近の山林等も入れながら、そういうところを見つけ出していただければというふうに思っているのですけれども、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きな3番目に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 はい、どうぞ。

○7番(河井勝久議員) 午前中も質問がございましたし、昨日も柳議員からもこれらの問題については質問が出ておりましたけれども、とりわけ今年の夏は猛暑による熱中症などの死亡や緊急患者が多発いたしました。また、高齢者をねらった振り込め詐欺なども被害が多いわけでありましてけれども、家族の高齢化が進んで、ひとり住まいのお年寄りもふえているわけでありましてけれども、何度か答えていただいているわけでありましてけれども、町はどんな対応、対策をとったのかお伺いしたいと思います。

それから、②として、緊急対応する方策、またどんな人たちによる情報提供がされているのかお伺いいたします。

①としては、「見回り」としてありますけれども「見守り」です。見守りの対応をしている民生委員に対する費用弁償、報償はあるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず、質問項目3の小項目の①、熱中症対策につきましてお答えをいたします。

熱中症対策につきましては、広報紙への掲載、民生委員による単身高齢者宅などへのパンフレットの配布と声かけ、防災無線による注意喚起、介護予防事業参加者への周知などを実施しております。また、健康福祉課職員が高齢者の方などを訪問した際、その都度水分補給などについてお願いをしております。

詐欺被害への対応につきましては、高齢者に限定はしておりませんが、広報に消費者コーナーを毎月掲載しているほか、週に4回消費者相談を実施しております。高齢者に対しましては、埼玉県の民生委員児童委員による交通事故防止、防犯等に係る高齢者世帯訪問等運動の中で、世帯訪問や高齢者が集まる場所で、県が作成した教材等を用いまして声かけをいただいております。

次に、質問項目3の小項目の②、緊急対応する方策及び情報提供者につきましてお答えいたします。高齢者のお宅に異変が見られる場合など、緊急時におきましては、健康福祉課の職員が警察、消防署などと連携し、対応しております。情報提供につきましては、民生員さんや近所の方、または介護支援専門員からの場合、町で行っております見守り事業、配食サービス事業による場合などがございます。

次に、質問項目3の小項目の③、対応している民生委員さんに対する報酬等につきましてお答えをいたします。民生委員さんの職務として、住民の生活状態を必要に応じ的確に把握し、援助を必要とする者に対し相談、助

言、援助を行うといった事項が、民生委員法第14条に規定をされております。また、同法の10条において、民生委員には給与を支給しないと規定がされております。見回りにつきましては、民生委員の職務の中の一つであり、こういったことから対応をいただいております民生委員さんに対する報酬等は支給しておりません。ただし、民生児童委員協議会会長には、年額7万7,000円、その他の方には年額6万5,000円を活動費の補助として町から交付をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) きのうからいろいろとお聞きしているわけでありませうけれども、例えば見回りの関係の対応する方法ですけれども、どんな人たちによって情報提供がされているのかということですから、新聞や郵便物などのたまりぐあい、あるいはそういう郵便配達だとか新聞配達なんかとの連携を保っているということですから、どのくらいのものがたまったら連絡してもらおうとかというのは、決められているのでしょうか。1部か2部で旅行に行っているようなのと、例えばもう4部、5部たまってしまったということでは違ってくると思いますけれども、何日も家をあけるという人は隣近所に話をすることもあるのだらうと思いますけれども、そういうので、どのくらいの部数がたまったら連絡してくださいという形の連絡体制になっているのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、回覧板が今ずっと回るわけですけれども、前より数が少なくなっているわけです。隣近所の連絡というのは、やっぱり今かなり薄れてきているのですけれども、それは大切なものだというのは、防災や何かの中で指摘されてきているわけでありましてけれども、隣近所の見回り、あるいは連絡はどんな状況に今なっているのでしょうか、お聞きしておきたいと思えます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、新聞がどのくらいたまったら連絡をしていただけるかというふうなことでございますが、今回新聞店のほうにお願いしたときには、2～3日たまっていたらということで、一応お願いをいたしました。

ただ、高齢者虐待防止ネットワークのほうでも皆さんにお願いをしているわけですけれども、仮に間違いであっても、それはそれでいいことなのであって、決して何か間違いであったから、自分たちが動いたことがかえって混乱を招いたということで恐れないで、ぜひ町のほうに連絡をしていただきたいというふうなお願いもしてございます。

それから、回覧板の関係ですけれども、この関係については、特にこちらでは意識はしていなかったのですけれども、先日のそういった幾日も新聞がたまって発見されたというふうなケースがございまして、その中にやはり回覧板というのが含まれておりました。それもやはり10日以上だったでしょう

か、入っていてそのままというふうなことで、班長さんというのは自分のところに最終的に戻ってくるのだと思うのですけれども、余りそういった意識を持って出していないのかなというのが、ちょっと残念だったなというふうな思いがございます。ですから、今後そういったことにも注意、喚起をしてみたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 班長さんの役目も単なる順番の役目だという方もいるのだらうと思いますし、やっぱり自分の班がどのくらい数があつて、何日ぐらいで回覧板が自分のところに最終的に回ってくるかというその辺のところもあると思いますので、今後班長対応なんかについては、十分いろんな形で役場のほうからもやっていただければというふうに思っています。

次に移らせていただきますけれども、民生児童委員の報酬なのですから、民生委員の報酬というのではないと。年額は6万5,000円の活動費として補助されているということでもありますけれども、これが民生委員の任務としての委託という形で、この報酬が規約としてあるのかどうか。

それと、人によっては若干民生委員の対応も違ってくるのかなというふうに思っているのですけれども、それなりの活動をしていると、訪問も含めて年間平均ではどのくらいの見守りをしているのでしょうか。わかりましたらお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 実際には、それぞれの担当地区によって要援護者といいたいでしょうか、ひとり暮らしの方といいたいでしょうか、そういった方々が本当に少ない地区もございますし、心配な方が大変多い地区もございます。そういった中で、民生委員さんが的確に判断をしていただいて、回数等についても民生委員さんの判断でもってやっていただいているということで、町のほうで年何回回っていただいているというふうなことは把握してございません。

ただ、柳議員さんの質問のときにお答えもさせていただきましたけれども、町は6月1日を基準日として、6月中を社会調査の日というふうなことで、必ずそのときにはその担当地域を全部回っていただくと。もちろん把握をできていけば、1軒1軒訪問していただいているわけではないと思いますけれども、心配なお宅や何かは1軒1軒まわっていただくというふうな形をとっていただいております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 民生委員の人数ですけれども、今 41 人でしょうか。

例えば一番少ない地域とやっぱり市街地とでは若干数が違うのかなと思っておりますけれども、少ない地域は何人ぐらいの民生委員になっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 人数ですけれども、民生児童委員というのが39名、それと主任児童委員が2名ということで、合わせまして41名というふうになっております。

ちょっと今手元に資料がなくて、はっきりした世帯数のほうがわからないのですけれども、確かに基準としては大体200軒前後が基準になるかと思っておりますけれども、多いところではそれを上回っているところもあります。少ない地域では、50軒から70軒、そんなところもございます。大変幅が広がっております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それなりの人口なり戸数なり持っているところは、その数がそれなりに割り当てられているのだらうと思っておりますけれども、確かに費用弁償なんかの問題を含めると、民生委員そのものは大変なご苦労いただいているのだらうなというふうに思っているのです。年額のこの金額からしていくと、ある程度今年の夏みたいなときには、相当な自分でも大変な思いをしながら見守りというのですか、しているのだらうと思っておりますけれども、ある程度その辺のところでは費用弁償はないというふうに思っているのですけれども、当然その辺のところの手当というのはいないと、こういう事故なりなんなりはなかなか見過ごしてしまうのかなと思っておりますけれども、そこは嵐山町として考えるべきだらうと思うのですけれども、どうなのでし

ようか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほど申しあげました1人当たり6万5,000円の活動費というのは、全国一律というふうなわけではございませんで、嵐山町が定めている金額になっております。隣の滑川町や何かは、若干多いのではないかというふうに認識しております。ただ、民生委員さんの仕事の内容からしまして、ボランティア的な内容もございますので、一概にこの金額を上げていくのはどうなのかなというふうな思いはございます。

それと、民生委員さんだけにこの見回りというのをお願いするというのは、大変酷な感じがございまして、先ほどほかの議員さんの答弁にも答えさせていただきましてけれども、新たに地域の皆さん方が自分の身の回りの方を見守る形というのができ上がって、民生委員さんだけではなく、いろんな目で見守りができるというふうな方策がとれたらというふうに考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ちょっとこれ私も聞きましたら、確かに嵐山町はちょっと低いのです。ボランティアでいろんな形でやったり、あるいは隣近所でもやったり、いろんな形でそれぞれの見守りというのはあるのですけれども、とりわけ民生委員という役職というのはそれなりの重さを持つと思うのです。そういうことでいきますと、やっぱりその仕事を持ったということは、それなり

の責任感を持ってくれるのだらうと思っているのです。そういう意味でいくと、やっぱりある程度の費用弁償なんかは、この活動費だけではなくて、つけてやるということも必要なのだらうと思うのですけれども、そのトータルを一つ一つとっていくのはちょっと難しいのかなと思っているのですけれども、それに見合ったような形で年間どのくらいの活動がされているのか。それは地域的な広さもあるし、自分の受け持つ範囲の問題もあるだらうと思いますので、そういう面では今後考えていく必要があるのだらうと思いますけれども、課長さん、ちょっと難しいと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。そのことをお聞きして終わりたいと思うのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基本といいますか、民生委員さんがこういう仕事をやっていただいている、そして民生委員さんを受けていただくというような人というのは、金銭的なことよりやっぱり自分の動けるところは動いていただいているというような状況だと思うのです。今いろんなことを町からお願いをしている区長さんですとか民生委員さんですとか、いろんな皆様方にたくさんお願いをしているわけですが、本当に金銭ではなくボランティア精神といいますか、地域のために少しでも何かやってあげられればという気持ちのほうが強い方たちがやっていただいているというふうに思っています。

それで、それに甘えるというわけではないですけれども、そういったこと。

そして、そのほかの地域の皆さんも、課長が今言うように協力をしていただいて、それでお互いに地域を見守り合うのだという、そういう地域づくりというのが必要なのではないかと思うのです。

例えばこれは全く違う仕事ですけれども、有害鳥獣の駆除というのを猟友会の人にやっていただいているのです。それで40万円ぐらいだと思いのですけれども、町から出ています。それで、その人たちはどういう形でお支払いをしているかというと、1日8時間以上、それで飲み物、弁当というのは別なのです。ですから、1日8時間以上やっていただいて1,000円なのです。ですから、話になるような料金ではないのです。それを毎年毎年、今もう2カ月このところではやっていただいているわけですが、本当に申しわけないような感じをお願いをしているのが現状なのです。

ですから、いろんな皆さんにいろんな形で、町からのほんの少ない金銭の中でやっていただいているというものがありますので、民生委員さんだけということではなくて、ほかのものもいろんなバランスを考えた中で、今決められているいろんなものがあるわけですので、町としてこのところだけどうだとか、こういうのはどうだとか、現状ではそういうことは考えておりません。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時38分)